

第 2 次村上市環境基本計画

素案

令和 2 年 12 月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画策定の目的	8
1.3 計画の概要	8
第2章 村上市の概況とこれまでの取組	11
2.1 村上市の人口や産業等の概況	11
2.2 現行計画におけるこれまでの取組	16
第3章 計画の目標	18
3.1 望ましい環境像	18
3.2 基本目標	19
第4章 施策の展開	20
4.1 環境施策の体系	20
4.2 施策	21
4.3 施策一覧	89
4.4 環境指標一覧	98
第5章 環境配慮指針	100
第6章 計画の進行管理	102
6.1 計画の推進体制	102
6.2 計画の進行管理	102
第7章 資料編	103

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

(1) 村上市の動向

平成 23（2011 年）に策定した「第 1 次村上市環境基本計画」では、「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」を望ましい環境像を掲げ、5 つの基本目標「緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する」「清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する」「歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する」「地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む」「環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む」をもとに、149 の環境施策を実施してきました。令和 2 年（2020 年）3 月には、これまで毎年度実施されている施策の進捗状況及び数値目標の達成状況を整理・評価を行い、「市の自然豊かな環境の後世への継承」「市民や産業とともに発展する環境づくり」「地球規模の気候変動等を意識した環境対策」「従来の環境保全対策に加えて、市の社会・経済面への波及効果を視野に入れた考え方の設定」の項目が要対応項目として抽出されました。

また、平成 29 年（2017 年）に策定した「第 2 次村上市総合計画」では、「第 1 次村上市総合計画」のまちの将来像を引き継ぎながら本市の魅力を多方面に高め、より人が輝くまちにステップアップしていくための新たな羅針盤として、平成 29 年度～平成 33 年度（2017 年度～2021 年度）までを計画期間として、「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」をまちの将来像として掲げました。

平成 23 年（2011 年）には、地球温暖化対策として京都議定書目標達成計画を勘案した「村上市地球温暖化対策実行計画」を策定し、村上市全域から排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、市民、事業者、行政の協働により取り組みや施策を推進しています。

平成 25（2013）年には、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量を削減するとともに、地域特性に応じた新エネルギーおよび省エネルギーを推進することを目的に「村上市新エネルギー推進ビジョン」を策定しました。このビジョンは、本市におけるエネルギー施策に取り組む方針として位置付けるもので、市民・事業者・行政が協働により、エネルギー施策や取り組みを実践し、「地球にやさしいまち村上市」を目指しています。

(2) 国際的な動向

平成 27 年（2015 年）に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）が掲げられました。SDGs は平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



出典) SDGs (持続可能な開発目標) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ HP (外務省)

図 1-1 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標

地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定」が平成 28 年 (2016 年) 11 月に発効されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、令和 32 年 (2050 年) までの世界の気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げており、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

(3) 国の動向

「第五次環境基本計画」が、平成 30 年 (2018 年) 4 月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏 (自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方)」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会 (「環境・生命文明社会」) の実現、が掲げられました。また、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な 6 つの重点戦略 (経済、国土、地域、暮らし、技術、国際) が示されました。



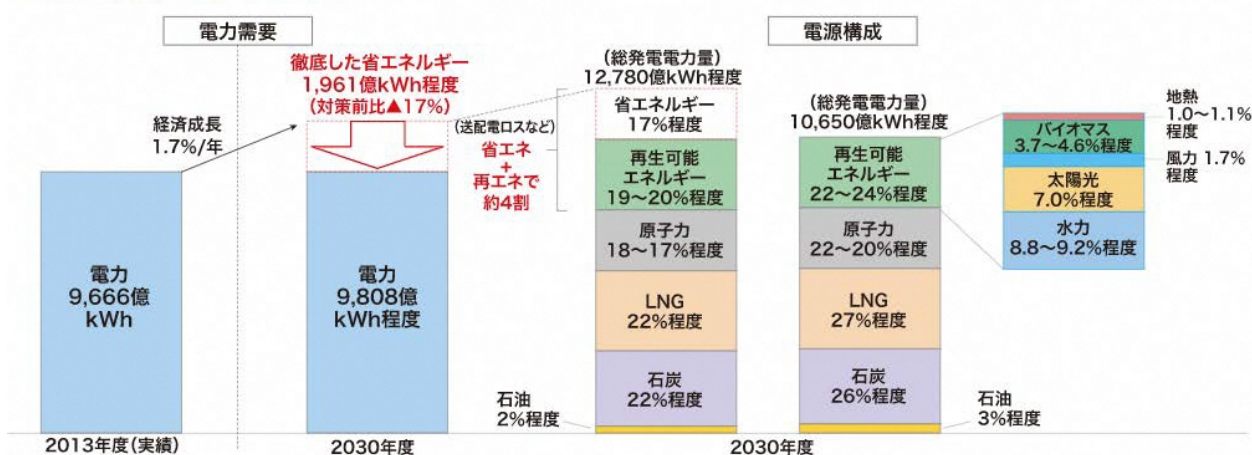
出典)「第五次環境基本計画の概要」(環境省)

図 1-2 「第五次環境基本計画」における“地域循環共生圏”の考え方

平成 28 年(2016 年)5 月に策定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標として令和 12 年度(2030 年度)目標(平成 25 年度(2013 年度)比 26%)と令和 32 年度(2050 年度)目標(同比 80%削減)が設定されました。また、平成 30 年(2018 年)11 月には「気候変動適応計画」が策定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための各主体の基本的役割や基本戦略、分野ごとの適応に関する取組が示されました。地球温暖化防止に向けた対策は、温室効果ガス濃度の上昇を低減させるための「緩和策」だけでなく、気候変動に対応するための「適応策」も図られるようになってきています。

再生可能エネルギーについては、平成 27 年(2015 年)7 月に経済産業省がとりまとめた「長期エネルギー需給見通し」では、2030 年度に向けた電力の需給見通しが示されました。2030 年度におけるエネルギーの割合を示した「エネルギーミックス」では、再エネの導入水準を 22～24%程度とする政策目標を示しており、この目標値を達成するための政策が進められています。

■ 2030年度の電力需要と電源構成



出典：（一社）日本原子力文化財財団 HP

図 1-3 「長期エネルギー需給見通し」における 2030 年度の電力需要と電源構成

平成 24 年（2012 年）の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再エネ特措法）の施行以降、固定価格買取制度（FIT 制度）による再エネの導入拡大が図られてきました。

令和 2 年（2020 年）6 月には、FIT 制度の抜本見直し等を内容とした再エネ特措法の改正や、送配電網を強靱化する電気事業法の改正等を含む「エネルギー供給強靱化法」（正式名称「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」）が成立しました。再エネ特措法は改正により「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」となり、図 1-4 に示す内容が新たに盛り込まれ、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より施行される予定です。

市場連動型の導入支援

再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格で買い取る制度（FIT制度）に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）を創設します。

再生可能エネルギーポテンシャルを活かす系統増強

これまで地域の送配電事業者が負担していた、再生可能エネルギーの導入拡大に必要な地域間連系線等の系統増強の費用の一部を、賦課金方式で全国で支える制度を創設します。

再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄

太陽光発電設備が適切に廃棄されない懸念に対応するため、発電事業者に対し、廃棄のための費用に関する外部積立て義務を課します。

出典：資源エネルギー庁 HP

図 1-4 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の概要

また、平成 31 年（2019 年）4 月に施行された「再エネ海域利用法」では、洋上風力発電事業を行う“促進区域”に国から指定を受け、公募によって選定された事業者には最大 30 年間の海域占用が認められるようになりました。「再エネ海域利用法」の具体的運用にあたっては、促進区域の指定に向けたプロセスを進めていくこととしており、令和元年（2019 年）7 月に新潟県村上市及び胎内市沖は“既に一定の準備段階に進んでいる区域”として位置づけられ、今後、“有望区域”と“促進区域”への指定に向けて取組を進めているところです。



出典：「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針について」（資源エネルギー庁、令和 2 年（2020 年）8 月）

図 1-5 「再エネ海域利用法」の区域指定に係る現状

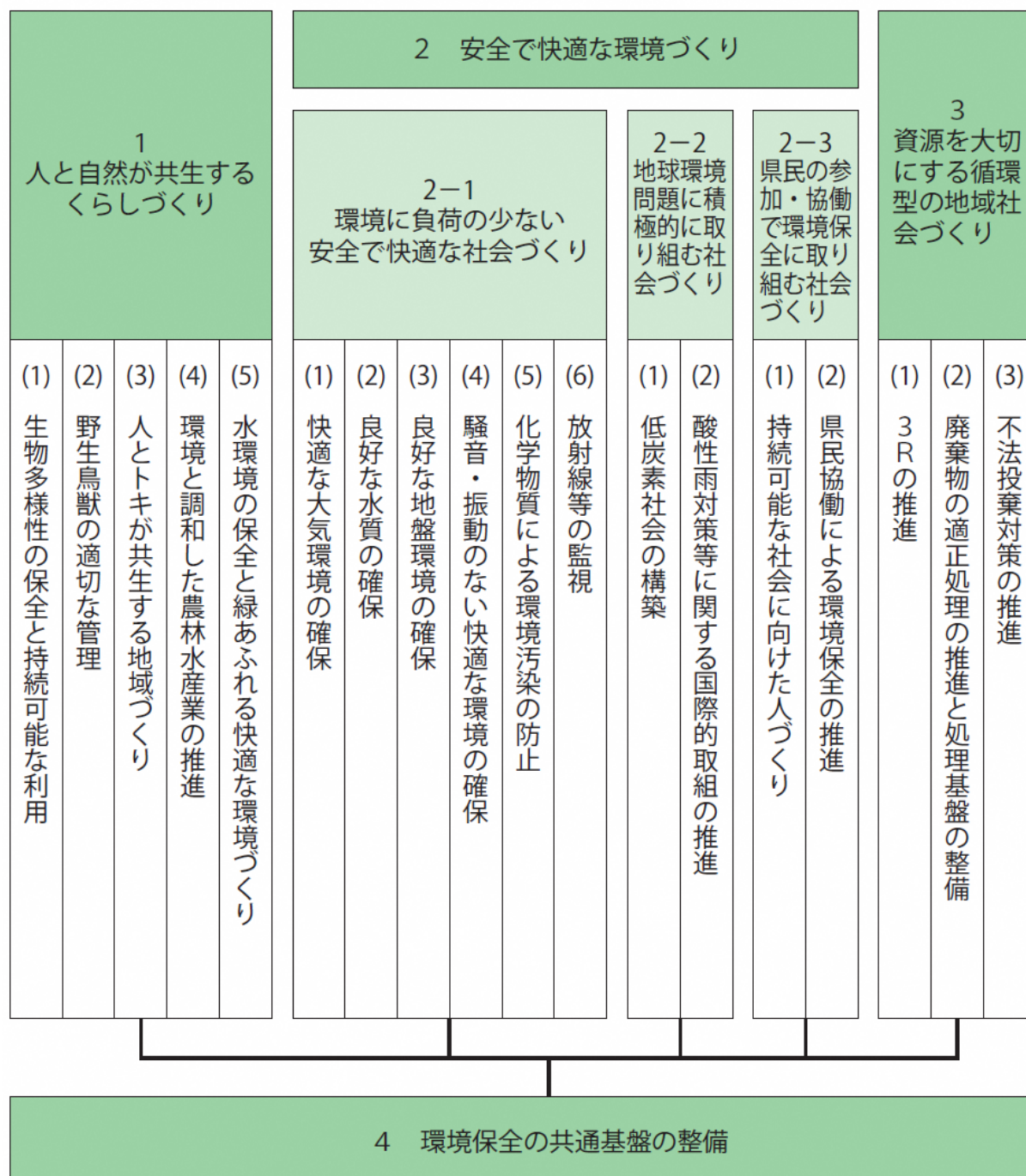
(4) 新潟県の動向

新潟県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「新潟県環境基本計画」（平成 29 年（2017 年）3 月）が策定されました。平成 29 年（2017 年）から令和 10 年（2028 年）までの 12 年間を計画期間として、「県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指します。」を目指す方向として掲げ、「人と自然が共生する暮らし」、「安全で快適な環境」、「資源を大切に作る循環型の地域社会」という基本目標が設定されました。

- ・ 「基本目標 1 人と自然が共生する暮らし」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用、野生鳥獣の適切な管理、人とトキが共生する地域づくり、環境と調和した農林水産業の推進、水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくりの施策を展開。
- ・ 「基本目標 2 安全で快適な環境」に基づき、快適な大気環境の確保、良好な水質の確保、良好な地盤環境の確保、騒音・振動のない快適な環境の確保、化学物質による環境

汚染の防止、低酸素社会の構築、放射線等の監視、酸性雨対策等に関する国際的取組の推進等の施策を展開。

- ・ 「基本目標 3 資源を大切にする循環型の地域社会」に基づき、3R の推進、廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備、不法投棄対策の推進等の施策を展開。

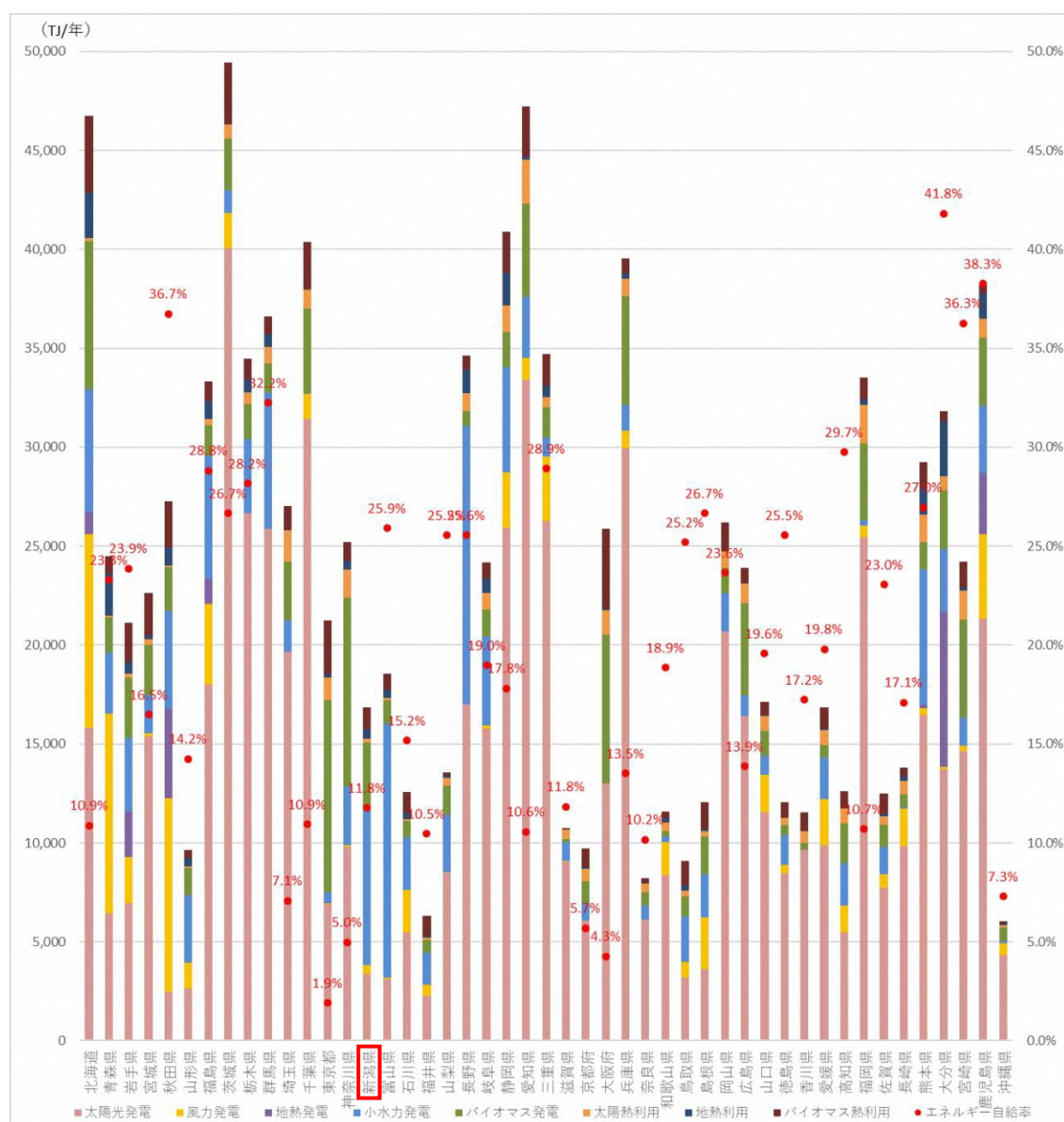


出典)「新潟県環境基本計画」(平成 29 年(2017 年)3 月)

図 1-6 「新潟県環境基本計画」における施策体系

また、国の地球温暖化対策計画を勘案し、低炭素社会の実現に向け、地域の総合的・計画的な地球温暖化対策を推進するため、平成 29 年（2017 年）3 月に「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）」が策定されました。計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 42 年度（2030 年度）までの 14 年間とし、温室効果ガス排出量削減のための施策（緩和）と気候変動の影響に備える取組（適応）の観点から、地球温暖化対策を地域レベルにおいて推進する計画です。これまで、家庭やオフィス、自家用車などに関する排出削減対策、再生可能エネルギーの導入促進、新潟県カーボン・オフセット制度の普及などに取り組んできました。

平成 29 年度（2017 年度）時点の都道府県別の再生可能エネルギー導入状況（図 1-7 参照）を見ると、新潟県は他の都道府県と比べて太陽光発電が少なく小水力発電が多い傾向が見られます。エネルギー自給率は 11.8%です。



※エネルギー需要は民生＋農林水産業用。
 ※再生可能エネルギー設備は平成 30 年（2018）年 3 月末時点、エネルギー需要は平成 29 年度（2017 年度）値。
 出典：「永続地帯 2018 年度版報告書-都道府県分析」（NPO 環境エネルギー政策研究所）を基に作成。

図 1-7 都道府県別の再生可能エネルギー導入状況

1.2 計画策定の目的

「第1次村上市環境基本計画」の策定から10年が経過し、環境基本計画、及びその関連計画である「村上市地球温暖化対策実行計画」と「村上市新エネルギー推進ビジョン」（以下、「各計画」といいます。）の計画期間が令和2年度（2020年度）で終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、各計画を包含する第2次環境基本計画を策定します。

1.3 計画の概要

（1）計画の位置づけ

本計画は、「村上市環境基本条例」に基づき策定するもので、本市における環境施策に関する基本的かつ総合的な計画です。すなわち、「第2次村上市総合計画」（平成29年（2017年）3月策定）の環境分野に関する計画として、村上市における個別計画との整合を図りながら環境施策を推進していくものです。

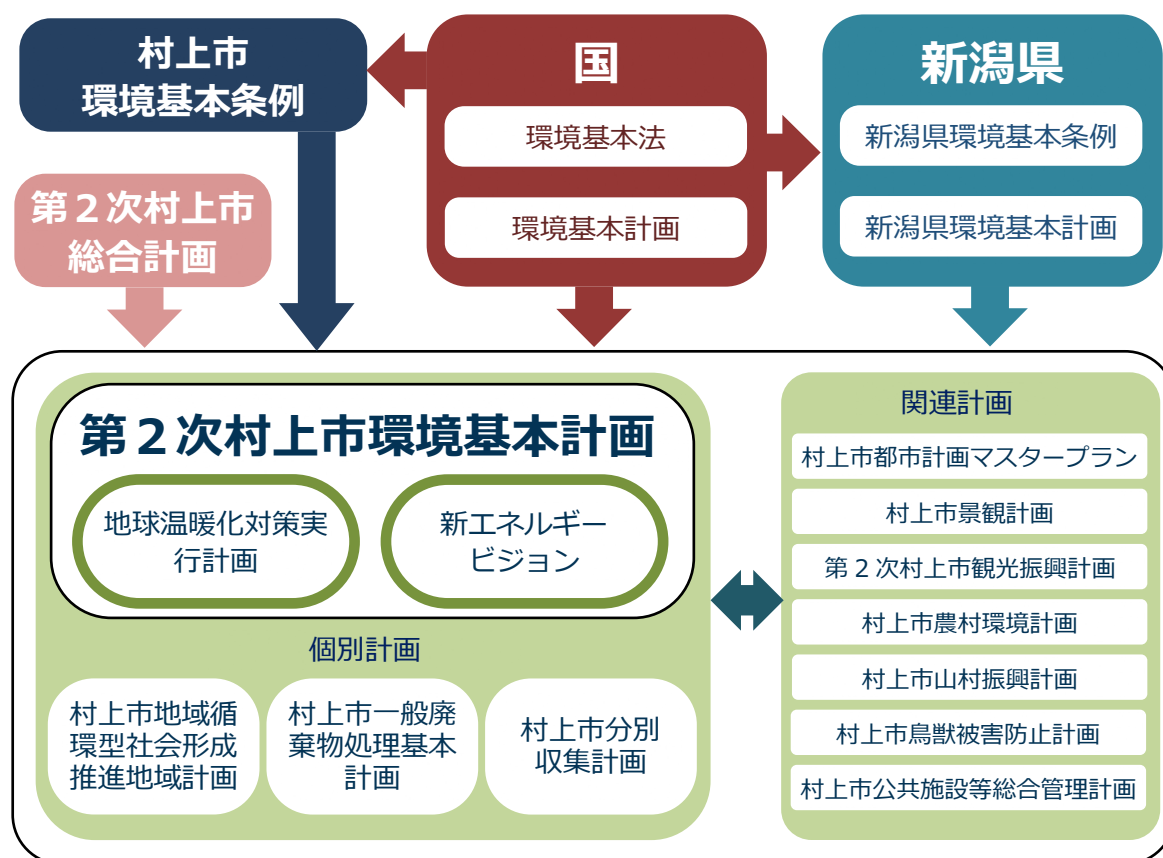


図 1-8 本計画の位置付け

村上市環境基本条例（抜粋）

村上市環境基本条例の中で、環境基本計画に関連する箇所を抜粋。

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるよう適切に行われなければならない。

② 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。

③ 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

④ 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。

（2）計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする計画の範囲は、自然環境、生活環境・循環型社会、地球環境（低炭素社会）、景観歴史文化、協働・環境教育・人づくりの5分野を基本とします。

表 1-1 計画の対象範囲

分野	対象
自然環境	生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水環境 等
生活環境・循環型社会	公害、衛生、美化、廃棄物、水循環 等
地球環境（低炭素社会）	地球温暖化、エネルギー 等
景観歴史文化	歴史、文化、景観 等
協働・環境教育・人づくり	市民協働、環境教育、人づくり 等

（3）計画の対象地域

本計画は、村上市全域を対象とします。ただし、大気・水環境や廃棄物等に関しては、隣接市町村及び隣県の現状や動向にも配慮するほか、地球環境に関しては、日本国内の現状及び国際情勢も視野に入れた計画とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

ただし、経済社会情勢の変化や新たな環境問題の解決に対しても柔軟に対応するため、期間の中間年度において見直しを行い、必要に応じて計画を修正します。



図 1-9 計画の期間

第2章 村上市の概況とこれまでの取組

2.1 村上市の人口や産業等の概況

(1) 地勢

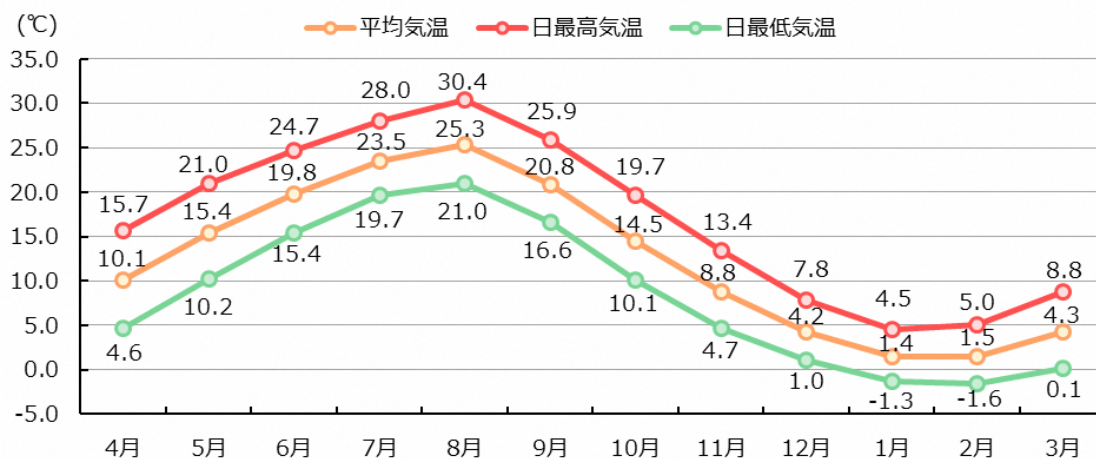
本市は県の最北部に位置し、東部は山形県と、西部は日本海と接しています。

面積は 1,174 km² で、県の総面積の約 9.3%を占めます。

(2) 気候・気象

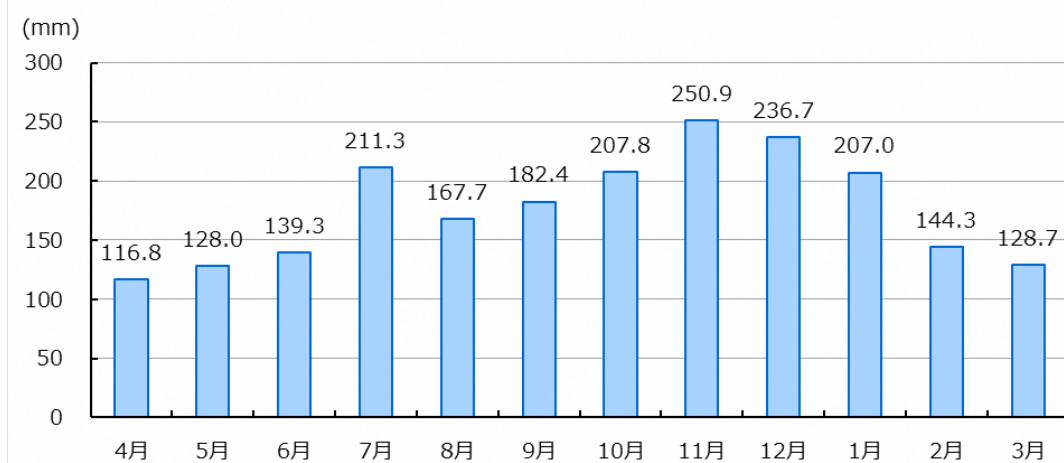
月別気温の平年値を図 2-1 に示します。夏は日最高気温が 30℃まで上がりますが、冬は日最低気温が-1℃以下まで下がり、気温の年較差の大きい地域です。春夏秋はフェーン現象により高温になることがあります。

年間降水量の平年値は 2,129mm で、月別降水量の平年値は図 2-2 に示すとおりです。7 月の梅雨の時期に降水量が多いほか、冬季にも積雪を中心に降水量が多い特徴があります。



出典：気象庁村上気象観測所データより作成

図 2-1 平年値の月別気温（平年値）



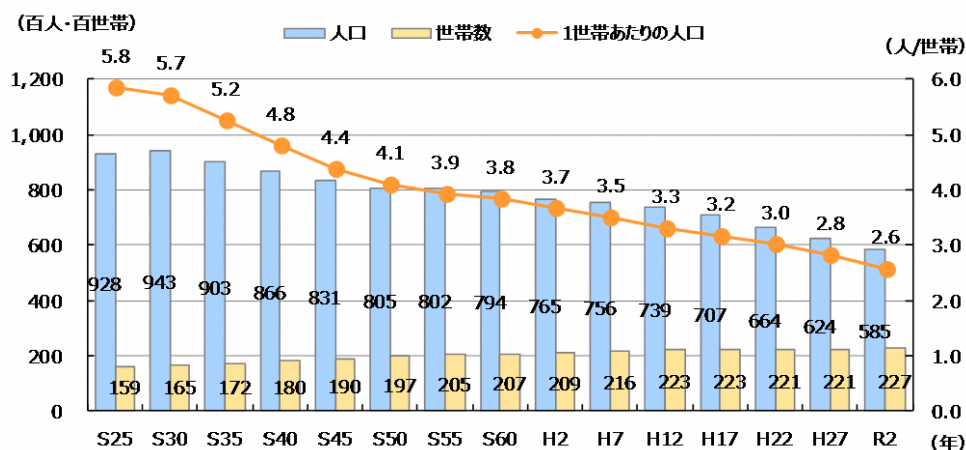
出典：気象庁村上気象観測所データより作成

図 2-2 平年値の月別降水量（平年値）

(3) 人口

本市の人口は、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日時点の住民基本台帳では、総人口は 59,239 人で、同時点の新潟県の総人口（2,236,042 人）の約 2.6%を占め、県内市町村の第 8 位となっています。

本市の人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向から近年は横這いになりつつあります。



出典：村上市 HP より作成（各年、10 月 1 日時点）

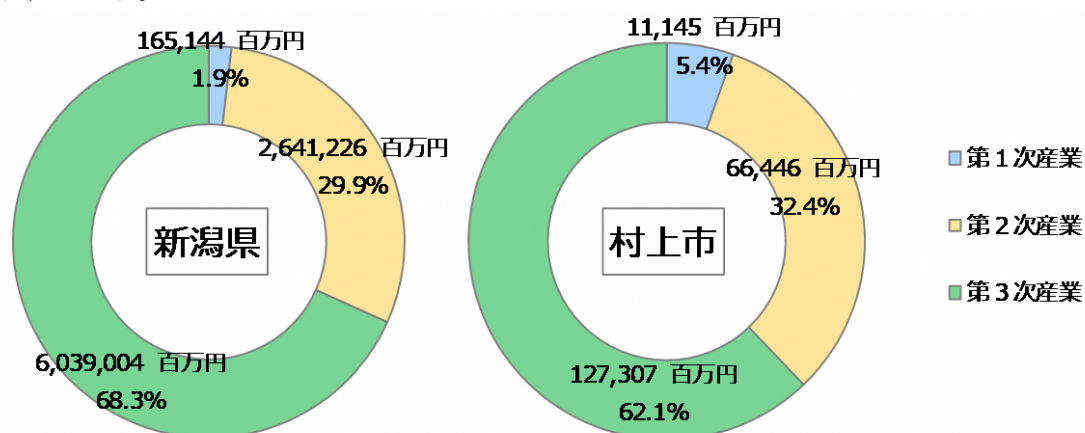
図 2-3 人口・世帯数の推移

(4) 土地利用

本市の平成 29 年（2017 年）時点の土地利用種別の面積は、全体の約 85%を林野が占め、次いで田（約 5.9%）、畑（約 1.5%）、宅地（約 1.4%）の順となっています。

(5) 産業構造

産業別の生産額については、本市では平成 28 年度（2016 年度）時点で、第 1 次産業：5.4%、第 2 次産業：32.4%、第 3 次産業：62.1%となっており、第 3 次産業の就業者が過半を占めております。しかし、新潟県全体と比較すると、本市は第 1 次産業と第 2 次産業の割合が多い点特徴的です。



備考）各産業の構成比は第 1 次～第 3 次産業の総生産額の合計を 100%として計算したもの

出典：平成 28 年度県民経済計算（新潟県）より作成

図 2-4 県及び市の産業別総生産構成比

(6) 農業

村上市では、排水改良や安定取水の実現、圃場の基盤整備といった、先人の弛まぬ土地改良の努力によって、多様な作物の生産が可能な優良農地が確保されました。特に、荒川と三面川の流域の平野部では肥沃な水田が広がり、主に岩船産コシヒカリが生産され、本市の農業基盤となっています。

農業生産額の内訳でみると、米のほかに鶏が多いのが特徴です（図 2-6）。養鶏場は朝日地域の塩野町に多く、採卵鶏として養鶏されています。

農業就業人口は減少傾向にあり、特に本市の多くを占める兼業農家の減少が著しい傾向があります。専業農家は概ね横這いで推移しており、小規模な自給的農家の占める割合が増加傾向にあります（図 2-7）。

近年では、岩船米や村上牛、白皇ヒラメなどをはじめとする、村上市で生産される農林水産物等食材のブランド化や更なる魅力づくりに取り組んでいます。

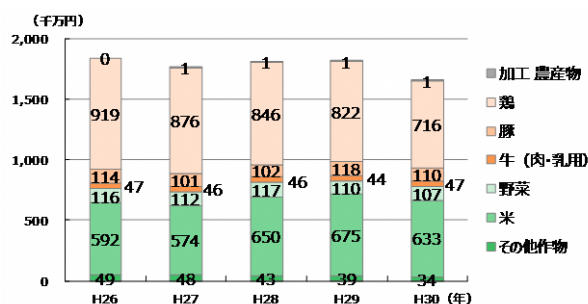


平野部の広大な水田地帯



村上牛
出典：村上市 HP

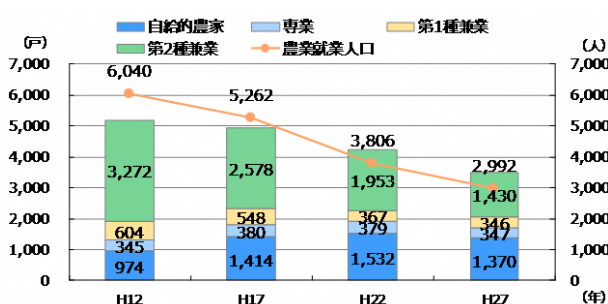
図 2-5 本市の特徴ある農林水産物の例



出典：農林水産省 HP

(市町村別農業産出額（推計））より作成

図 2-6 農業産出額の推移



出典：市勢豆知識（村上市）より作成

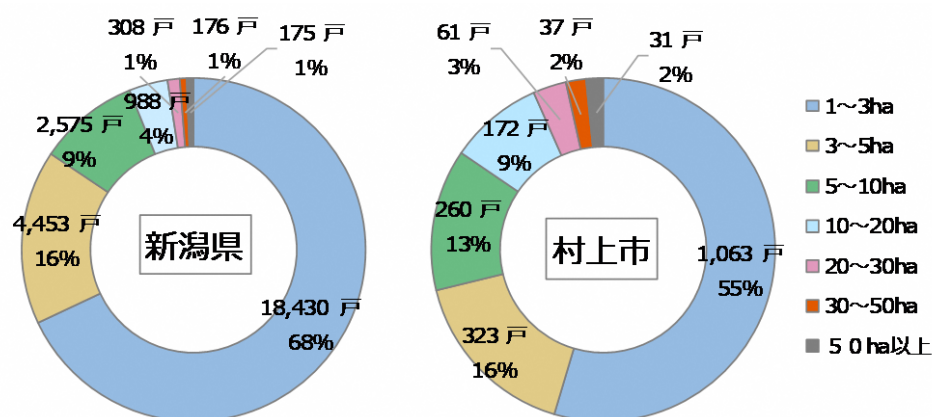
図 2-7 農家総数の推移

(7) 林業

平成 29 年（2017 年）時点の林野面積は 99,994ha であり、新潟県全体の 11.7%を占めています。このうち国有林面積は 46,784ha（新潟県全体の 16.1%）、民有林面積は 53,210ha（新潟県全体の 9.4%）となっています。保有山林規模別林家数を図 2-8 に示します。

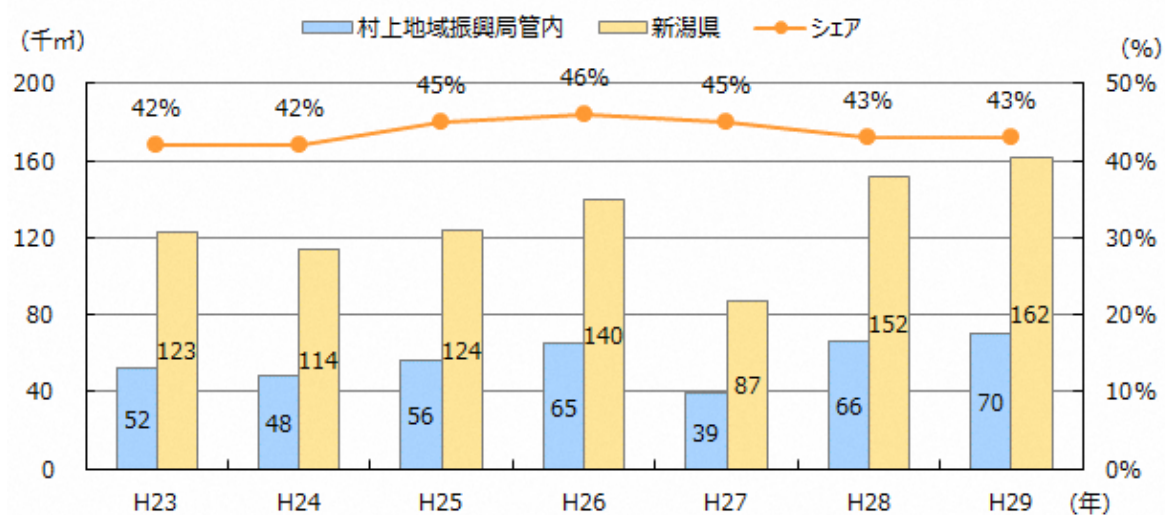
保有山林規模別の林家数の構成比をみると、本市は県よりも規模の大きい山林を保有する林家の割合が高い特徴があります。

木材の生産に関しては、本市は新潟県内でも最も盛んであり、村上地域振興局管内の素材生産量は新潟県全体の中で生産量（162 千 m³）の 43%を占めています。（図 2-9）。



出典：新潟県地域森林計画書（新潟県）より作成

図 2-8 保有山林規模別林家数



備考）村上地域振興局管内：村上市・関川村・粟島浦村の合計値

出典：村上地域振興局管内林業の概要 平成 31 年度版（村上地域振興局）より作成

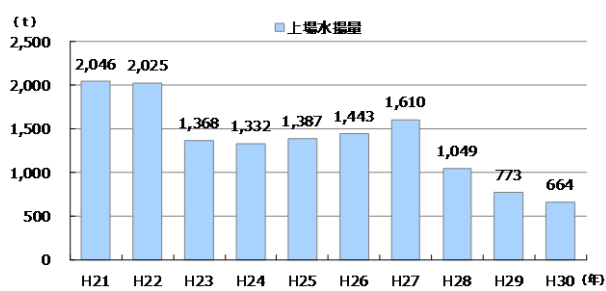
図 2-9 素材生産量の推移

(8) 水産業

本市では海岸線を有する山北・村上・神林地区で海面漁業が行われています。主な漁港として、地方港湾である岩船港と、第2種漁港である寝屋漁港があります。岩船港における上場水揚量年間総数の推移を図 2-10 に示します。

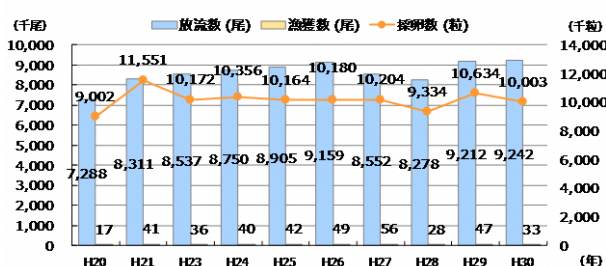
漁業種類別経営体数内訳を見ると、採貝・採草が 43.6%と最も割合が高く、底びき網(30.7%)、刺網(11.7%)と続いています。岩船港での魚種別の水揚量はサケ類、タラ、カレイ類が多くなっています。近年はタラやスルメイカ等の水揚量が減少傾向にあります。

内水面漁業としては鮭漁が盛んです。三面川鮭産業協同組合では毎年、主にサケやサクラマスの子魚の放流を行っています。三面川の鮭採卵数・放流数・漁獲数の推移を図 2-11 に示します。



出典：水産物流通調査（水産庁）より作成

図 2-10 岩船港における上場水揚量年間総数の推移

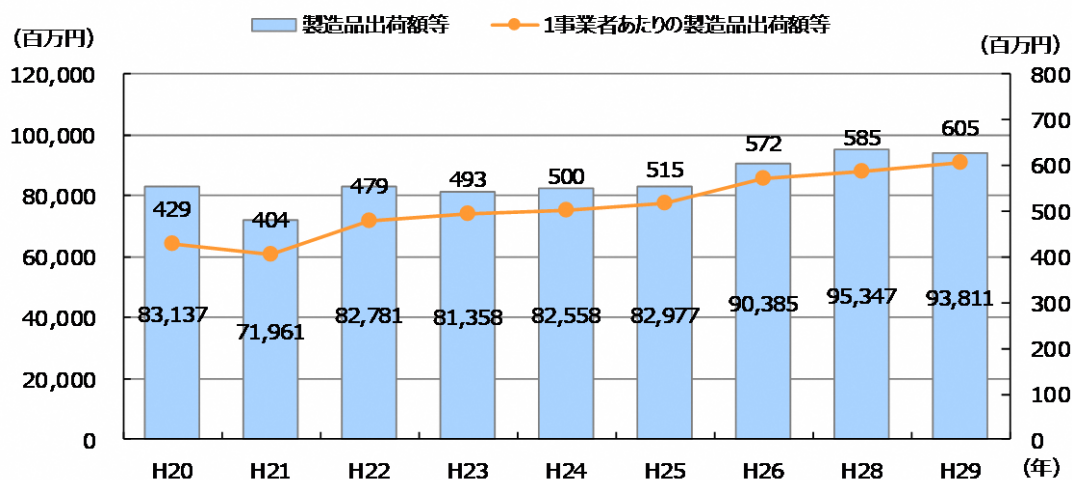


出典：市勢豆知識（村上市）より作成

図 2-11 三面川の鮭採卵数・放流数・漁獲数の推移

(9) 工業

本市の工業については、事業所数と従業者数は減少傾向にありますが、製造品出荷額等は微増傾向にあります。現在、市内には村上市工業団地・山北工業団地・神林工業団地の3ヶ所の工業団地があります。製造品出荷額及び1事業者あたりの製造品出荷額の推移を図 2-12 に示します。



出典：市勢豆知識（村上市）より作成

図 2-12 製造品出荷額及び1事業者あたりの製造品出荷額の推移

(10) 商業

本市の商業については、商店数、従業者数、商品販売額ともに減少傾向にあります。中心市街地の昔ながらの店舗は減ってきており、現在では国道 7 号沿いの村上地区仲間町～上助渕、荒川地区藤沢～坂町付近で大型店舗等の商業活動が盛んです。

2.2 現行計画におけるこれまでの取組

現行計画では、将来の望ましい環境像として「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」を掲げ、これを実現するための 5 つの基本目標を設定し、環境施策に取り組んできました。

これまでの主な取組状況を以下に整理しました。

【基本目標 1：緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する】

主な取組	・村上市森林整備計画等に基づく計画的かつ適正な森林整備。 ・「さけの森林づくり」等の森林ボランティア活動。 ・農作物への被害を与える有害鳥獣の捕獲、駆除。
評価	・間伐面積や松くい虫被害面積は改善がほとんど見られず、森林保全に関する取組には更なる努力が必要。 ・原生自然、湧水や海岸など、本市の特徴的な自然環境への関心を高める取組が必要。 ・農村環境の保全で農産物の価格優位性に繋がる取組が必要。

【基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する】

主な取組	・公共用水域、地下水とうの水質検査の継続実施。 ・ボランティア環境美化活動の支援。 ・資源ごみ回収が行いやすい環境の整備。 ・生ごみ処理機器等の購入補助。
評価	・大気環境、水環境、土壌、地下水などの生活環境の取組とその効果は良好。 ・リサイクル率は微増したものの、ごみ排出量はほとんど減っておらず、ごみ排出量削減に関する取組には更なる努力が必要。

【基本目標 3：歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する】

主な取組	・文化財の保護と景観の保全。 ・景観に配慮した道路施工の実施。 ・公園や広場の整備。
評価	・市民の満足度にはつながっていないと考えられるため、市民一人一人が本市の歴史と文化の地域資源を意識していけるように、普及啓発や情報発信に努めることも必要。（令和元年度（2019 年度）に実施したアンケート結果より）

【基本目標 4：地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む】

主な取組	・環境フェスタ等での二酸化炭素排出抑制の啓発。 ・住宅用太陽光発電と木質バイオマスストーブの設置費用の一部補助。
評価	・省エネ・新エネ対策は図られているものの、それが市民や事業者の効果的な取組につながっているとは考えにくく、より効果的な施策の展開が必要。

【基本目標 5：環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む】

主な取組	・町づくり協議会や環境フェスタを通じた主体間における環境情報の共有化。 ・地球温暖化対策地域協議会の設置。
評価	・市民・事業者・中学生の環境に関する認知や関心は全体的に向上しており、意識啓発は進んでいる。（令和元年度（2019 年度）に実施したアンケート結果より） ・環境活動への参画の向上があまり見られず、環境活動への参画を促す取組が必要。（令和元年度（2019 年度）に実施したアンケート結果より）

第3章 計画の目標

3.1 望ましい環境像

本市には、国内有数の原生自然が残る朝日連峰があり、それを水源とする三面川や荒川等の清流が流れ、その清流の恩恵により豊かな農村環境と水産資源がもたらされてきました。

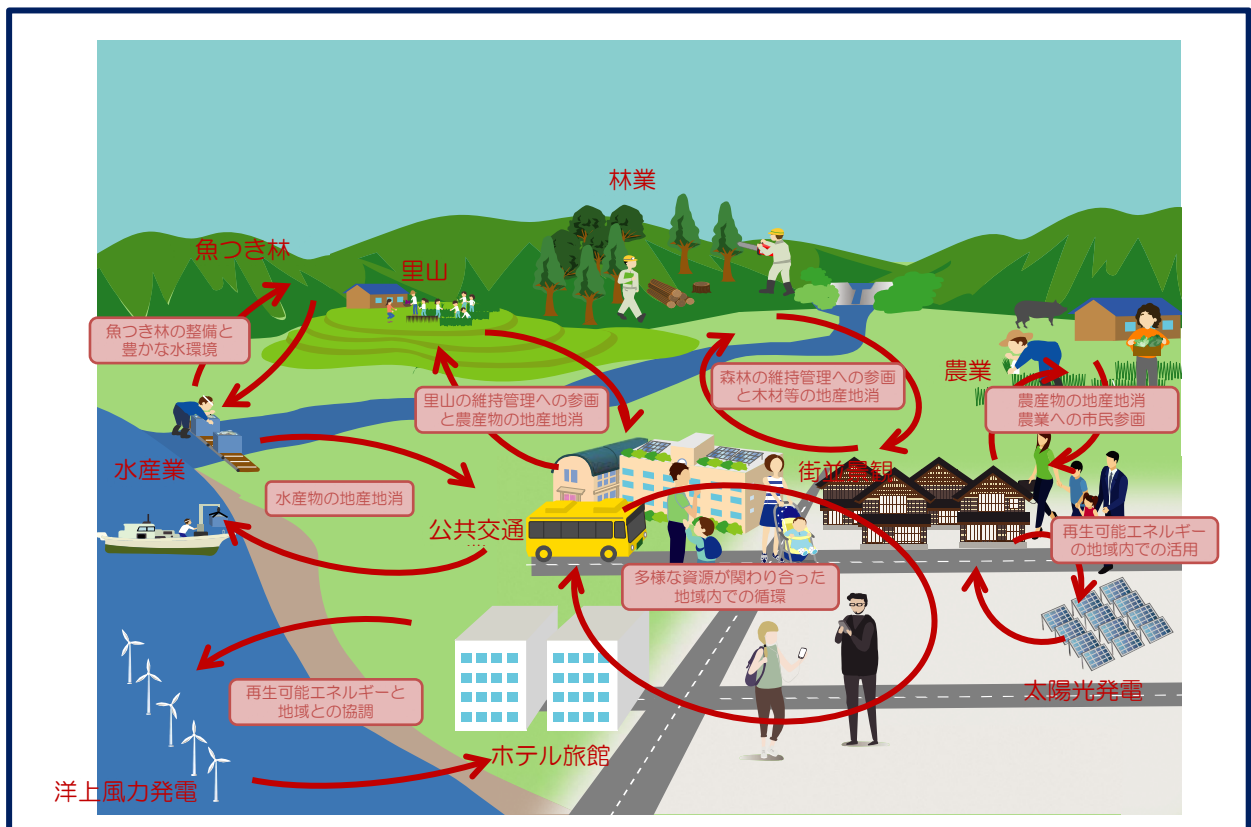
このように豊かな自然に囲まれた中で、私たちの生活は豊かさを求めて、環境への負荷を増加させており、地球温暖化など地球規模での環境問題とも向き合っていく必要があります。

そのため、豊かな自然を守っていくことのみならず、より広い視野で、より良い環境を次の世代に引き継いでいくことが重要であり、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の体現と、人間活動が環境との調和しながら自然との共生の実現を目指して発展する持続可能な社会の構築を図っていかなくてはなりません。

以上のことから、望ましい環境像を次のとおり設定します。

<目指す環境像（案）>

豊かな自然と調和しながら発展して共生する
循環共生型社会のまち



<目指す環境像のイメージ（案）>

※1 地域循環共生圏とは、地域ごとに特徴のある資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、他地域と特性に応じて地域資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されるという考え方です。

※2 循環共生型社会とは、地域循環共生圏を実現するために目指す持続可能な社会の姿のことです。

3.2 基本目標

本計画では、望ましい環境像を実現するための目標として、本市の現状を踏まえ、下記の 5 つの基本目標を設定します。

表 3-1 基本目標・姿勢および基本的視点・方向性

目標・姿勢	基本的視点・方向性
市の自然豊かな環境の後世への継承	・ 現行計画の目標を継続しつつ、田園や里山、原生自然など村上市に特徴的な自然環境に対する市民意識の向上を図るための方向性も明示
持続可能な循環共生型の社会	・ 従来の環境保全対策に加えて、SDGs の 17 のゴールと施策・施策の方向性との関係性・結びつきを新たに提示 ・ 計画の目玉となる施策において、地域循環共生圏等の分野横断的視点を新たに位置づけ
地球規模の気候変動等を意識した環境対策	・ 近年高まりつつある地球温暖化や気候変動の問題に対する問題認識や、防災上の安全面・安心面での市民意識を踏まえた環境適応策も含めた方向性の明示 ・ 洋上風力発電事業や木質バイオマスなどの新エネルギーなどの新たな産業との調和・共存・発展に向けた方向性の明示
歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり	・ 村上らしさを象徴する山川海の豊かな自然景観、歴史的な街並景観、眺望景観の保全を図るための方向性の明示 ・ 地域に根差した村上らしい景観の形成を図るための方向性の明示
市民や産業とともに発展する環境づくり	・ 村上市の環境面の一層の向上と社会面・経済面等の地域課題に対して環境側面からアプローチするための方向性の明示 ・ 環境活動など、市民・事業者などが一体となって参画していくための方向性の明示

第4章 施策の展開

4.1 環境施策の体系

望ましい環境像を実現するための基本目標に対して、施策の方向性と方針を定め、全体として次のような環境施策の体系とします。

【基本目標】	【個別目標】		【施策方針】（案）
基本目標 1 （自然環境） 市の自然豊かな環境 の后世への継承	1-1	緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生	森林環境の保全 水辺環境の保全 海辺環境の保全 農村環境の保全 野生鳥獣保護と鳥獣害対策の両立
	1-2	生物多様性の保全	生物多様性の理解促進 生物多様性の保全活動の推進
基本目標 2 （循環共生） 持続可能な循環共生型 の社会	2-1	良好な生活環境の保全	快適な大気環境の保全 快適な水環境の保全 安全・安心な環境の保全 その他の環境の保全
	2-2	資源循環型社会の構築	5R の推進 適正な処理・処分の推進
	2-3	環境保全型の持続可能な農林水産業の推進	環境に配慮した農林水産業の推進業の推進 持続可能な農林水産資源利用の推進
基本目標 3 （地球温暖化） 地球規模の気候変動 等を意識した環境対 策	3-1	省エネルギーの推進	省エネルギー活動の推進 省エネルギー機器の普及 市有施設での省エネ化推進
	3-2	再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギーの理解促進 再生可能エネルギー機器の普及 市有施設での率先取組
	3-3	温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量の削減 低炭素まちづくりの推進
	3-4	気候変動の影響への適応	気候変動による影響の理解促進 気候変動による影響への対応
	3-5	その他の地球環境対策	オゾン層の保護 酸性雨の防止 海洋ごみ対策の推進
基本目標 4 （文化景観） 歴史・伝統と美しい自然 を活かした景観づくり	4-1	美しい田園、里山、海岸景観の保全	自然景観資源の意識啓発 自然景観資源の保存活動の推進 自然景観資源を活かした地域活性化
	4-2	歴史ある街並みや景観の保全	歴史文化資源の意識啓発 歴史文化資源の保存活動の推進 歴史文化資源を活かした地域活性化
基本目標 5 （教育協働） 市民や産業とともに 発展する環境づくり	5-1	環境意識の向上	環境情報の発信と共有 環境学習等の促進
	5-2	環境活動の推進	環境保全活動への参加の促進 環境保全活動への支援
	5-3	ネットワークの形成	地域内のネットワーク形成の推進 広域なネットワーク形成の推進
			①森林の植生と生態系の保護 ②山岳地及び里山の森林整備 ①水辺の生態系の保護 ②親しみやすい水辺環境の整備 ①海浜植物の保護 ①自然豊かな農地の保全 ①貴重な野生動植物の保護 ②鳥獣被害対策の推進 ①生物多様性に関する情報の収集・提供 ①開発行為における生物多様性確保の指導 ②外来種の侵入・拡散防止と駆除 ①事業施設のばいじん対策等の監視 ②大気質の監視の継続 ③エコカーやエコドライブの普及促進 ④悪臭の発生抑制 ①事業施設の排水等の監視 ②水質検査の継続実施 ③水源地の保全 ④公共下水道の拡大推進 ⑤合併処理浄化槽の普及 ①土壌汚染の防止 ②地下水汚染の防止 ③化学物質による環境汚染の防止 ①騒音・振動の軽減 ②光害の抑制 ①ごみの発生抑制(リユース:Refuse)の促進 ②ごみの排出抑制(リデュース:Reduce)の促進 ③ごみの修理・修繕(リペア:Repair)、再使用(リユース:Reuse)の普及 ④ごみの再生利用(リサイクル:Recycle) の推進 ①ごみの不法投棄の撲滅 ②ごみの散乱防止 ③廃棄物の適正処理の促進 ①環境に配慮した農業の推進 ②環境に配慮した林業の推進 ③環境に配慮した水産業の推進 ①農業系資源の循環利用の促進 ②耕作放棄地の拡大防止・有効活用検討 ③持続可能な林業経営の推進 ④持続可能な水産資源管理の推進 ①省エネルギー活動の普及促進 ②エコドライブの普及促進 ①省エネルギー関連設備の導入支援 ②次世代自動車の利用環境の整備促進 ①市有施設の省エネ化検討 ②次世代自動車の導入 ①再生可能エネルギーに関する情報の収集・提供 ②再生可能エネルギーの拠点化に関する理解促進 ①再生可能エネルギー関連設備の導入支援 ②地域資源を活用したバイオマス発電事業の可能性検討 ①市有施設への自立・分散型エネルギー設備の導入検討 ②市有施設での再エネ電力の率先購入 ①温室効果ガス排出量の削減対策の推進 ②二酸化炭素吸収源対策の推進 ①人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 ②市域のエネルギーシステムの効率化の推進 ①気候変動に関する情報の収集・提供 ①熱中症対策の推進 ②農作物の高温障害対策の推進 ①法に基づくフロン回収の啓発 ①酸性雨の発生防止の啓発 ①5R の推進等による海洋ごみの発生抑制 ①自然景観に関する情報の収集・整理・提供 ①身近な緑の保全・整備 ②環境美化活動の促進 ①自然環境とふれあう場の創出・整備 ①伝統や文化財の保護意識の啓発 ②伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供 ①文化財の保護 ②歴史景観の保全 ①町並みの保全と創造 ②市民協働のまちづくりの推進 ①環境問題に対する意識啓発の推進 ②環境情報の集積と提供 ①環境教育・環境学習の積極的な推進 ②食育と地産地消の推進 ①市民の環境保全活動の紹介 ②市民参加型の環境事業の検討 ①環境保全団体の活動の推進 ②ボランティア組織の育成及び活動への支援 ①主体間における環境情報の共有化 ②主体間の良好なパートナーシップの形成 ①都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施 ②グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

4.2 施策

基本目標 1 市の自然豊かな環境の後世への継承（自然環境）

1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生

現状と課題

■ ■ 現状

地形

- 本市の東側には朝日連峰の山々が連なり、そこを水源とする三面川・荒川が流れ、中流域では扇状地や河成段丘が、下流域では氾濫原が形成されています。
- 北部の海岸は海成段丘であり、瀬波海岸以南では砂丘が発達しています。

地質

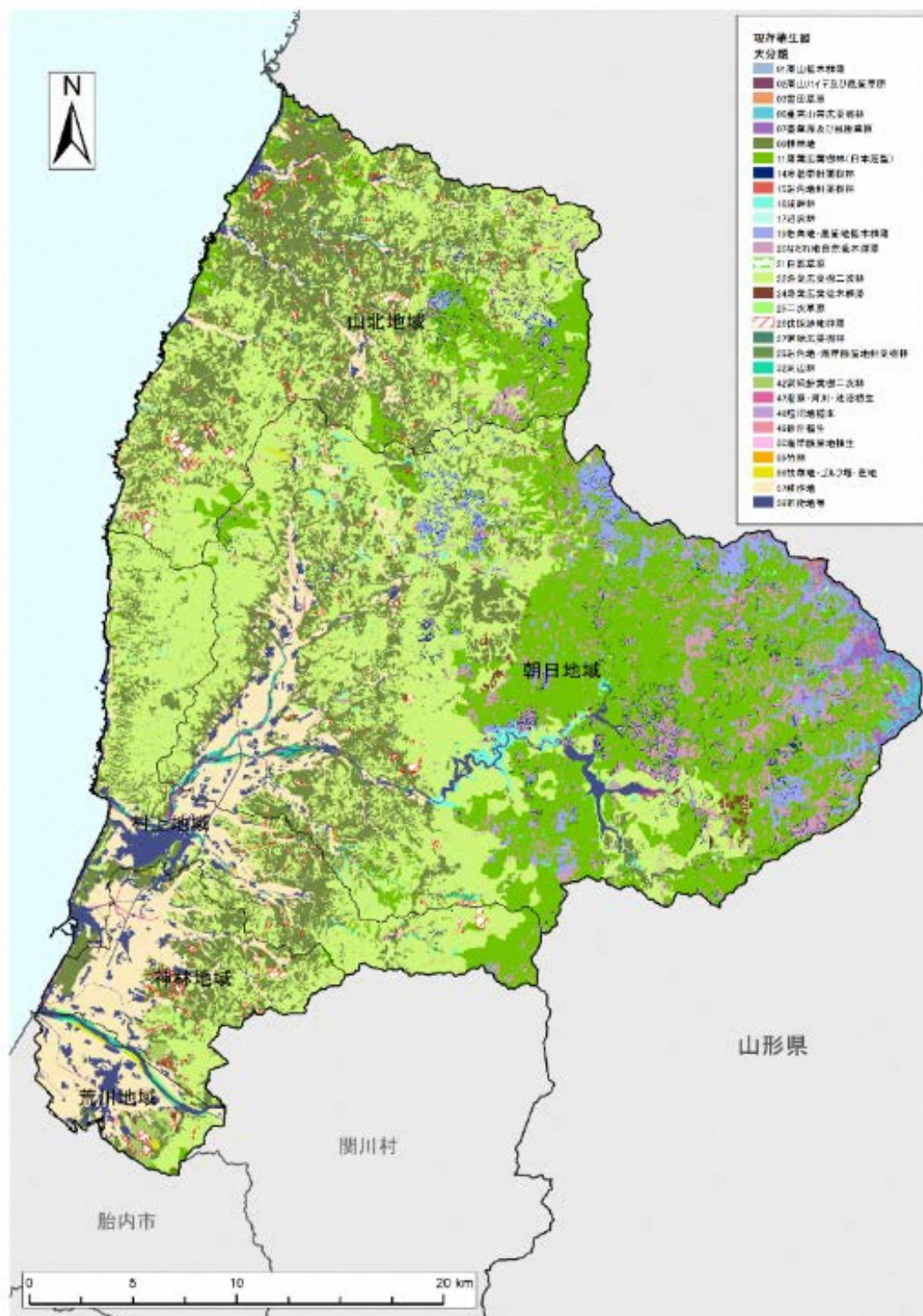
- 本市の地質は、更新世（洪積世）以前の古い地層からなる山間部と、比較的新しい第四紀完新世（沖積世）の未固結な地層が広がる平野部とに大別されます。
- 山間部は中・古生代の堆積岩や花崗岩などから構成されています。硬質な岩盤ではあるものの風化しやすく、V字谷などの急峻な地形や、日本海の荒波で侵食された独特の奇岩景観を形成しています。
- 三面川・荒川流域に分布する未固結層は、上流ほど礫や砂などの粗粒な土からなり、下流では、細粒な粘土を多く含んでいます。

植生

- 本市の植生は、朝日・飯豊山塊などの特徴的な地形や人間活動に応じた様々な植生が見られます。
- 海岸に近い所では、暖流の影響もあり、南方系のタブやヤブツバキなどの照葉樹林が見られ、一方で北方系のハマナスの低木も生育しています。
- 標高によって植生が異なり、低地からコナラ群落、ミズナラ群落、ブナ群落の植生になります。
- 特に、朝日連峰の山奥には、極めて自然度が高く広大なブナを中心とする自然林（原生林）が残されており、全国的にも第一級のもと言われている。
- 村上市の森林が一年間で吸収出来る二酸化炭素量は約 375,973 t-CO₂/年です。

鳥獣被害

- 平成 29 年（2017 年）の鳥獣被害の状況は、被害金額は 623.4 万円、被害面積は 29.01ha です。鳥獣の分類別にみると、カワウによる放流後のアユや鮭稚魚、川魚などの被害額が最も多く、ついでニホンザルの野菜等を中心にした農作物被害額が多くなっています。



現存植生図

河川

- 本市では、三面川や荒川のほか多くの中小河川が日本海へ注いでおり、これらの流域では魚類等の動物の種類も多く、豊かな生態系が形づくられています。
- 川や湖沼の水辺では、水生植物やシロヤナギ、オニグルミ、ニセアカシアなどの樹木が生育していますが、水害や河川整備に伴い過去と比較して大幅に減少しました。
- 荒川の下流域には、かつて「たんぼ」と呼ばれる湧水が湧出する湾処（わんど）が数多くあり、湧水に依存する水生生物の貴重な生息場となっていました。しかし、河川改修によってこれらの環境が損なわれてしまいました。近年になって、やっとその重要性が認識されるようになり、「荒川たんぼ再生会議」などのはたらきにより「たんぼ」が少しずつ修復されつつあります。



三面川



荒川

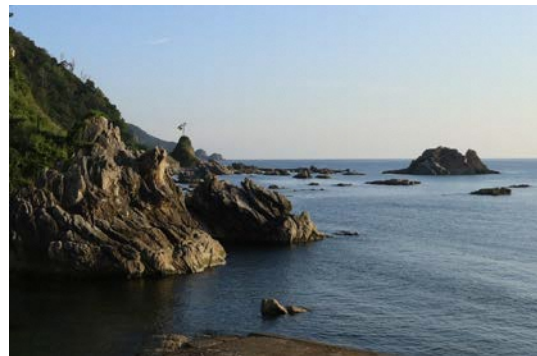
図 4-1 本市の代表的な河川

海岸

- 本市の海岸地形は、三面川河口を境界として、北側は岩石海岸、南側は砂浜海岸となっています。
- 「笹川流れ」に代表される北側の岩石海岸は、背後の朝日・飯豊山塊が日本海へ入り込む場所となっており、海食崖や海食台が発達し、これらの奇岩が夕日に映え、美しい景観を呈しています。
- 瀬波海岸に代表される砂浜海岸は、白砂青松と呼ばれる美しい砂丘と松林が広がっていますが、海岸侵食と松くい虫による被害が進行し、その美しい景観が損なわれつつあります。



瀬波海岸



笹川流れ

図 4-2 本市の代表的な海岸地形

課題

- 貴重な植生と生態系を大切に保護していく必要があります。
- 担い手不足と国産材の販売不振により林業が衰退し、森林整備が行き届かなくなっているため、山岳地及び里山の積極的な森林整備を行う必要があります。
- 河畔林や「たんぼ」などのかつての自然環境を再生するとともに、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境を整備していく必要があります。
- 海岸侵食を抑制する対策の検討と松くい虫の防除が急がれます。
- 海浜植物の生育状況を把握し、市民、事業者、団体等と行政との連携を強め、現存する海浜植物を大切に保護するとともに、復元対策を講じます。

施策の展開

施策の方向性 1-1-1 森林環境の保全

本市の貴重な森林生態系の保護や、適正な森林整備の推進を図っていきます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 森林の植生と生態系の保護

- 国・県と協力し、定期的な植生・生態系調査を実施し、森林の整備・保全を目的とし、かつ林業振興策にも配慮した総合的な対策の検討を行います。
- 環境保全地域の指定地内における植生については、開発等の影響を受けないように特に留意し、生態系の保護に努めます。

施策② 山岳地及び里山の森林整備

- 村上市森林整備計画等に基づき、計画的かつ適正な森林整備（造林、保育、草刈り、雪起し、間伐等）を推進するとともに、市行造林地の適正な管理により、森林の持つ公益的機能の強化を図ります。
- 山地災害の未然防止対策と林業の健全な育成と併せて、森林の公益的機能が十分に発揮されるように、積極的な治山事業の導入を図ります。
- 山岳地及び里山の開発に対しては、森林の生態系や景観などへの配慮について指導します。
- 本市内に生育する巨木・老木の現況を把握し、その保護に努めます。
- 地域住民を対象とした勉強会や小中学校と連携した森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法についての啓発活動を推進します。
- 漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。
- 国・県と協力し、松くい虫被害に対する防除を実施し、森林の保全に努めます。
- 森林資源の保護と森林の持つ公益的機能の周知を図るとともに、森林公園など、人と森林のふれあいの場の整備・活用を推進します。
- 森林経営管理法に基づく経営管理を実施し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図ります。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 森林ボランティアへの参加など、地域ぐるみで里山の森林整備活動に協力する。 ・ 植生や生態系についての勉強会や森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法について理解を深める。 ・ 自然公園・自然環境保全地域を適切に利用する。 ・ 里山整備活動や里山の資源利活用に積極的に参加する。 ・ 河川愛護の普及と水辺などの清掃・環境美化活動に参加する。 ・ 地域や団体、ボランティアの活動へ協力と支援をする。	・ 市民や団体と協同して、里山の整備事業を行う。 ・ 森林整備を推進する。 ・ 樹林地の保全と活用をする。 ・ 保存樹木等の保全と管理支援をする。 ・ 事業活動において、森林の生態系や景観などに配慮する。



背景地図は地理院地図を使用。

国立公園・自然公園の位置

■ 施策の方向性 1-1-2 水辺環境の保全

本市の貴重な水辺生態系の保護や、親しみやすい水辺環境の整備を図っていきます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 水辺の生態系の保護

- 河畔や河床に生育する樹木を保護し、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境の整備を推進します。
- 漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。

施策② 親しみやすい水辺環境の整備

- 河川や海岸の整備にあたっては、安全性の確保のみならず、地下水の涵養、多様な生態系の保全、地域に特有な自然景観の再生・創出に配慮します。
- 国・県と協力し、市民が安全で快適に水辺に親しみ、水辺環境を理解できるような親水空間の整備を推進します。
- 水辺を活用した自然体験活動の充実を図ります。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 水辺を活用した自然体験活動に参加する。 ・ 河川にごみを捨てたり、汚水を流したりしない。 ・ 河川的环境保全に努める。 ・ 地域の環境や水を守る活動を進めている団体との連携強化と活動への協力支援をする。 ・ 河川愛護の普及啓発、水辺などの清掃・環境美化活動に参加する。 ・ 水のある風景百選に興味を持つ。 ・ 水とのふれあいや体験、エコツアーなどに参加する。	・ 河川に汚水を流したりしない。 ・ 地域の環境や水を守る活動への協力支援をする。 ・ 河川愛護の普及啓発、水辺などの清掃・環境美化活動に協力する。

■ 施策の方向性 1-1-3 海辺環境の保全

本市の特徴的な海岸地形の保全や海浜植物の保護を図っていきます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 海浜植物の保護

- 国・県と協力し、海岸林に対する松くい虫の防除に努めます。
- 河口付近の抽水植物や海岸線に生育する海浜植物を保護するため、生育状況の定期的な調査を行います。
- 海岸部において新たに開発を行う場合には、生育地を避けるなど配慮するとともに、市民、事業者、団体等と行政との連絡を密にし、情報を共有します。
- 既存の生育地に対しては、保護地区を設定するなどの復元対策を検討します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 「笹川流れ」に代表される岩石海岸、瀬波海岸に代表される砂浜海岸の美しい自然景観の再生と保全に協力する。 ・ 海岸線に生育する海浜植物を採取しない、踏み荒らさない、海岸清掃を行うなどにより、貴重な植物を大切に保護する。	・ 土地改変などの開発行為にあたっては、土砂の流出等に留意する。 ・ 施設の整備にあたっては、自然環境や地形への影響を最小限にとどめるように配慮する。

■ 施策の方向性 1-1-4 農村環境の保全

本市の自然豊かな農地の保全や、耕作放棄地の有効活用策の検討を図っていきます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 自然豊かな農地の保全

- 村上市農村環境計画に基づいて、農地及び農村における環境保全を推進します。
- 害虫の発生を防止し、快適で豊かな農村環境を保全するため、耕作放棄地の拡大防止、保水能力の向上など、農地の持つ環境保全機能の確保に向けた農業生産基盤の整備を推進します。
- 耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。
- 農村公園や農村環境改善施設の整備などにより、農村環境の保全に努めます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 市民農園、栽培収穫体験の開設を支援する。 ・ 制度や多面的機能を活かした農地の保全に努める。 ・ 交流による農地の保全に参加する。 ・ 地域で農地の保全に取り組む。 ・ 環境保全型農業により生産された農産物の購入を通じて、農産物の高付加価値化や地産地消の取り組みに協力する。	・ 開発や土地利用は、できるだけ農地を避けて行う。 ・ 所有する農地の適切な維持管理と持続的な経営を行う。 ・ 土地改良区などにおける農地の施設環境整備・保全を図る。 ・ 指定史跡及び天然記念物の保存・活用を促進する。 ・ 農地を有効利用するため、適正管理通知などを通じて遊休発生防止と解消を図る。

■ 施策の方向性 1-1-5 野生鳥獣保護と鳥獣害対策の両立

本市の貴重な野生動植物の保護や、鳥獣被害への対策を推進していきます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 貴重な野生動植物の保護

- 保護すべき貴重な野生動植物の生物種及び生息・生育地について、本市独自の基準や指定制を検討するなど、絶滅が危惧される野生動植物の保護に努めます。

施策② 鳥獣被害対策の推進

- イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマによる農作物への被害を防止するため、村上市鳥獣被害防止計画に基づいて、捕獲（駆除）や有害鳥獣を誘引しにくい集落の整備等に努めます。
- 野生鳥獣による被害に対し、生息状況や被害等の発生状況等の継続的な把握に努め、地域の関係者の合意を図りながら、鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域及び特定猟具使用禁止区域の更新に取り組みます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ イベントに参加し、希少野生動植物の保護の必要性・重要性について理解を深める。 ・ 防護柵の設置や忌避剤の塗布などを行う。 ・ 捕獲された野生鳥獣の有効活用を図ったジビエへの理解を深める。 ・ 野生動植物の違法な駆除・捕獲・売買、山野草の乱獲、海浜植物の踏み荒らしや外来種の移入を行わないなど、野生動植物を大切に保護し、生物多様性の確保に協力する。 ・ ニホンザルやハクビシンによる農作物への被害が発生した場合には、速やかに市へ通報し、捕獲（駆除）等に協力する。	・ 希少種に配慮した維持管理に努める。 ・ 飲食店の食材として、捕獲された野生鳥獣の活用を検討する。 ・ 野生動植物の違法な駆除・捕獲・売買、山野草の乱獲、海浜植物の踏み荒らしや外来種の移入を行わないなど、野生動植物を大切に保護し、生物多様性の確保に協力する。 ・

■ 環境指標

指標	現状	目標
間伐等実施面積	183.7ha (令和元年度)	320ha
防除区域内松くい虫被害面積	74.4ha (令和元年度)	50ha
有害鳥獣による被害面積	11.33ha (令和元年度)	10ha
有害鳥獣による人的被害件数	3 件 (令和 2 年度)	0 件 (毎年)

現状と課題

■ ■ 現状

生物多様性

- 本市は、自然を象徴する「森」「里」「川」「海」の要素全てを兼ね備え、それらの恵まれた自然環境の中では多様な生きものが息づいており、まさに生物多様性の宝庫です。
- 本市では、山熊田地区と高根集落が「生物多様性の保全上重要な里地里山」に、松ノ木平の池および周辺池沼と新潟海岸が「生物多様性の保全上重要な湿地」に、笹川流周辺と鼠ヶ関沿岸が「生物多様性の保全上重要な海域」にそれぞれ選定されています。
- かつては河口付近には抽水植物が、海岸線ではハマナスやセナミスミレ、エチゴトラノオに代表される海浜植物が生育していましたが、海岸侵食に加えて開発等により、大幅に数が減少し、そのほとんどが絶滅危惧種あるいは準絶滅危惧種となってしまいました。

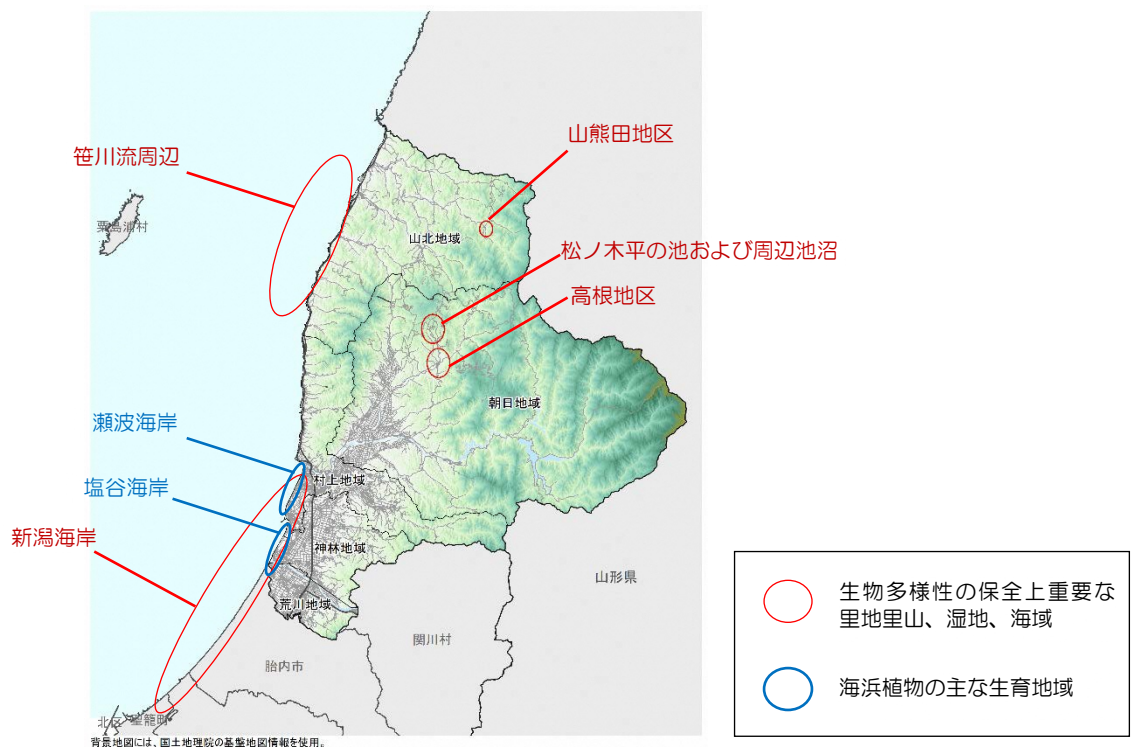


図 4-3 生物多様性の保全上重要な里地里山、湿地、海域

■ ■ 課題

- 本市に残された豊かな自然を有する地域を保全し、次の世代に継承していく必要があります。

施策の展開

■ 施策の方向性 1-2-1 生物多様性の理解促進

市内の自然地域や動物、植物の生息状況等の生物多様性に関する情報収集や調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を活用して自然環境の保全を進めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 生物多様性に関する情報の収集・提供

- 生物多様性の重要性、日常生活とのつながり、特定外来種の注意喚起など市民の理解を深めます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。 ・ 外来種について理解する。	・ 自然観察会や生物調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。 ・ 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める。

■ 施策の方向性 1-2-2 生物多様性の保全活動の推進

人間の活動が生物多様性に影響を与えていることなどをわかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促進します。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 開発行為における生物多様性確保の指導

- 開発や造成による生息・生育地の減少、環境悪化などの影響が回避あるいは低減されるように、開発事業者への監視及び指導を強化します。

施策② 外来種の侵入・拡散防止と駆除

- 外来種の魚類の生息状況を把握するとともに、生息が確認された場合には、駆除に関して検討を行います。
- セイタカアワダチソウ等の外来植物が大量に生育する河川敷や道路脇では、国・県と協力して、刈り取りや抜根などの対策を講じます。
- 新たな外来植物の大量発生を防止するため、耕作放棄地の解消に向けた農業生産基盤の整備を推進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 安易に生物を捕獲したり、持ち帰ったりしない。 ・ 外来種のペットは適正に管理する。	・ 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達など事業活動において、生態系への影響が少ないものを選択する。 ・ 緑化は、できるだけ外来種ではなく郷土種を用いて行う。

基本目標 2 持続可能な循環共生型の社会（循環共生）

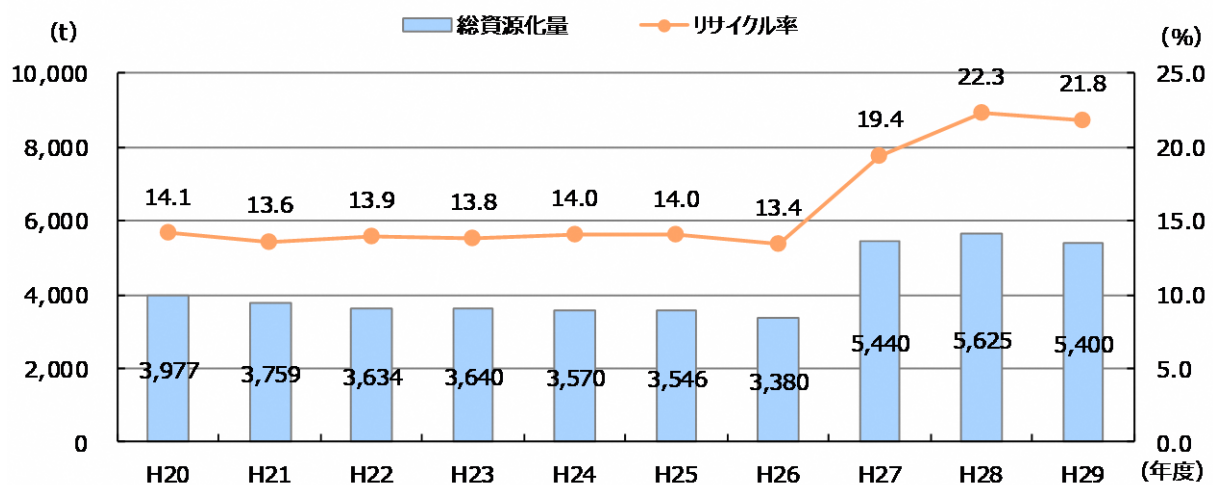
2-1 良好な生活環境の保全

現状と課題

■ 現状

生活環境

- 新潟県が実施している大気汚染常時監視結果によると、村上測定局における過去 5 年間（平成 25～29 年）の大気汚染物質の濃度については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれも環境基準を大きく下まわっています。
- 本市内の水質測定が行われている河川の水質に関しては、pH、DO、SS、BOD のいずれも環境基準を達成しています。
- 本市における近年の公害苦情は、野焼きや不法投棄に関するものが多くありました。
- 本市内の資源有効利用の総量は、焼却施設の更新に伴い、平成 26～27 年度（2014～2015 年度）にかけて大きく増加し、合わせてリサイクル率も上昇しています（図 4-4）。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より作成

図 4-4 本市における総資源化量とリサイクル率の推移

■ 課題

- 良好な大気環境・水環境を今後も維持していくことが重要です。
- 野焼き、汚水、悪臭等の適正な管理のための監視や指導が望まれます。

施策の展開

■ 施策の方向性 2-1-1 快適な大気環境の保全

市内の事業施設のばいじん対策等の監視、大気質の監視、悪臭の発生抑制対策を継続して進めます。また、エコカーやエコドライブの普及促進を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 事業施設のばいじん対策等の監視

- 事業施設の大気汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、ばいじん対策等、施設の監視指導を徹底します。
- 基準を満たさない小型簡易焼却炉の使用禁止や野焼き等の不法焼却の禁止を周知徹底し、監視や指導を強化します。

施策② 大気質の監視の継続

- 現在県で実施されている継続的な大気質調査に基づいて、大気の状態を監視し、光化学スモッグ注意報の発令時等、大気汚染が発生した場合には、速やかに原因を究明するとともに、市民への情報提供を行います。

施策③ エコカーやエコドライブの普及促進

- 大気汚染防止を目的として、日常生活や事業活動におけるアイドリングストップの励行を推進します。
- エコカーや次世代自動車の利用を推進します。

施策④ 悪臭の発生抑制

- 悪臭防止法に基づき、事業活動により発生する悪臭発生の抑制を図ります。
- 下水道への接続促進や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水等から発生する悪臭の低減を図ります。
- 畜舎から発生する悪臭については、関係法令に基づき適正に管理が行われるように指導するとともに、悪臭防止対策の実施を促進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 大気環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。 ・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。 ・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。 ・ 悪臭に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。 ・ 家庭における悪臭の発生防止に努める。	・ 公害防止協定の締結内容を遵守する。 ・ 事業所内で、市などが発信する大気環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 ・ 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。 ・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。 ・ 自らの配送から共同配送や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。 ・ 工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。 ・ 飲食店の悪臭が付近住民等に迷惑を及ぼさないよう、排出口の向き、ダクト等の設置を見直す。 ・ 家畜排せつ物を適正に管理・処理する。

■ 施策の方向性 2-1-2 快適な水環境の保全

市内の事業施設の排水等の監視、水質検査、水源地の保全、公共下水道や合併処理浄化槽の推進対策を継続して進めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 事業施設の排水等の監視

- 事業施設の水質汚濁防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。

施策② 水質検査の継続実施

- 国・県と協力し、河川等公共用水域の水質検査を継続的に実施し、安全・安心な水質の保全に努めるとともに、水質汚濁が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。

施策③ 水源地の保全

- 国・県と協力し、河川等公共用水域の水質検査を継続的に実施し、安全・安心な水質の保全に努めるとともに、水質汚濁が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。

施策④ 公共下水道の拡大推進

- 公共下水道未普及区域のある村上地区について、下水道整備を実施し、処理区域の拡大を推進します。
- 公共下水道事業完了地区及び集落排水事業完了地区の水洗化を促進します。

施策⑤ 合併処理浄化槽の普及

- 下水道整備予定区域外の地域において、汚水処理対策としての合併処理浄化槽の普及を促進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 水環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。 ・ 下水道接続を進める。 ・ 合併処理浄化槽の定期的な点検や清掃を行う。	・ 公害防止協定の締結内容を遵守する。 ・ 事業所内で、市などが発信する水環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 ・ 排水の管理体制を整備する。 ・ 合併処理浄化槽を導入する。

■ 施策の方向性 2-1-3 安全・安心な環境の保全

市内の土壌汚染や地下水汚染、化学物質による環境汚染の防止を継続して進めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 土壌汚染の防止

- 既往の土壌汚染地域に対して、モニタリング調査を継続し、その結果を公表するとともに、事業者や地域住民への啓発活動を通じて、新たな土壌汚染の発生を未然に防止します。
- 農薬の使用状況を把握するとともに、農薬の適正使用について啓発に努めます。

施策② 地下水汚染の防止

- 事業施設の地下水汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。
- 井戸の使用状況について把握します。

施策③ 化学物質による環境汚染の防止

- 化学物質による環境汚染事故が発生した場合には、県と連携して迅速な対策を講じます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 地下水質や化学物質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。 ・ 殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、使用を抑制する。 ・ 事業所の CSR 情報や事業所が発行する環境報告書を確認する。 ・ 自宅でごみを焼却しない。 ・	・ 事業場内の土壌汚染の実態を把握し、その情報公開をする。 ・ 事業所内で、市などが発信する地下水質情報や化学物質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 ・ 化学物質の排出削減を図り、化学物質の適正管理を行う。 ・ 事業所でごみを焼却しない。 ・ ビニールハウスなどのビニールや資材などのごみを適正に処理する。 ・ 漁網や漁業用ロープなどを適正に処理する。

■ 施策の方向性 2-1-4 その他の環境の保全

市内の騒音・振動の軽減、光害の抑制を継続して進めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 騒音・振動の軽減

- 騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づき、適正に監視、指導を行います。
- 日常生活や事業活動に伴う近隣騒音問題が発生した場合は即時に対応します。
- 県との連携により法に基づいた定期的な騒音振動調査を行い、その結果を公表します。

施策② 光害の抑制

- 近隣市とも協力して夜間の照明、特に上向きの照明を極力減らすなどにより、光害の発生を抑制します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 騒音・振動に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。 ・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。 ・ 音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さない。	・ 事業所内で、市などが発信する騒音・振動情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 ・ 自らの配送から共同配送や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。 ・ 騒音・振動を発生させる機器や拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。 ・ 上向きの照明を極力減らす。

■ ■ 環境指標

指標	現状	目標
光化学スモッグ注意報発令件数	0 件 (令和元年度)	0 件 (毎年)
河川水環境基準達成率(BOD 等)	100% (令和元年度)	100% (毎年)
新たな土壌・地下水汚染発生件数	0 件 (令和元年度)	0 件 (毎年)
化学物質による環境汚染事故の発生件数	0 件 (令和元年度)	0 件 (毎年)
公害苦情件数 (騒音、振動、悪臭)	11 件 (令和元年度)	5 件

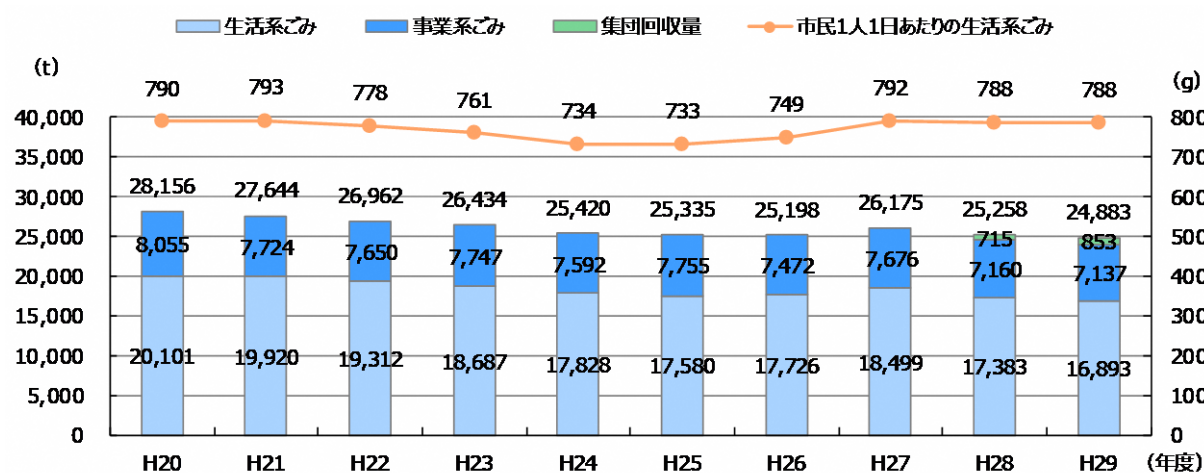
2-2 資源循環型社会の構築

現状と課題

■ 現状

一般廃棄物

- 本市におけるごみの総排出量は近年は減少傾向にあり、平成 29 年度（2017 年度）のごみ総排出量は約 24,883t でした（図 4-5）。
- 平成 29 年度（2017 年度）の市民 1 人 1 日あたりの生活系ごみの排出量は約 788g/人・日で、平成 20 年度（2008 年度）からほとんど変化はありません（図 4-5）。
- 平成 26 年度（2014 年度）の焼却施設の更新に伴い資源有効利用量が大きく増加し、平成 29 年度（2017 年度）のリサイクル率は約 22%でした。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より作成

図 4-5 本市におけるごみ排出量の推移

■ 課題

- 本市では、分別収集の徹底や排出抑制の普及活動に取り組んでいますが、分別されていない家庭・事業者ごみが見られることから、さらに家庭や事業者の分別・排出抑制への意識が向上するような施策が必要です
- 市民一人ひとりがごみや汚れが生じないように意識するとともに、今後ごみの散乱が生じないように取り組みが重要です。

施策の展開

■ 施策の方向性 2-2-1 5R の推進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に、リフューズ（発生抑制）・リペア（修理・修繕）の2つを加えた5Rを推進し、市民・事業者と一体となって循環型社会の実現に向けて対策を講じます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① ごみの発生抑制(リフューズ:Refuse)の促進

- マイバッグ、マイボトル等の取組を呼びかけます。
- 簡易包装の促進を行います。
- 計画的な商品購入を推進します。

施策② ごみの排出抑制(リデュース:Reduce)の促進

- ちゅう芥類（生ごみ）の水切りや堆肥化を推進します。
- 剪定枝葉の資源化を行います。
- 無駄のない食生活への転換を呼びかけます。

施策③ ごみの修理・修繕(リペア:Repair)、再使用(リユース:Reuse)の普及

- 物を大切に使うライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- 詰め替え商品の活用を呼びかけます。

施策④ ごみの再生利用(リサイクル:Recycle)の推進

- 再生品や適正処理しやすい商品を推進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
- 家のごみ箱をごみ用と資源用に分け、不要になった紙類を、資源になるか再確認してからごみ箱に入れる。 - マイバッグを持参し、レジ袋を断る。 - 簡易包装の商品を選択する。 - 食べきれぬ量だけ作り、食べ残しをせず、食品ロスの削減に努める。 - 生ごみは水分をしっかりとってから出す。 - フリーマーケットやリサイクル店などを活用し、できる限り再利用する。 - 地域の集団回収に参加する。	- 製品の設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。 - 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などにより紙の使用量を削減する。 - 小売店などでは、梱包材、容器包装等の減量化に努める。 - 飲食店などでは、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、食品ロスの削減に努める。 - 製品、容器等の再利用の方法について情報提供し、再利用を促進する。

■ 施策の方向性 2-2-2 適正な処理・処分の推進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、指導や啓発により、日常のごみ出しルール of 徹底や廃棄物の適正処理向上などに取り組めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① ごみの不法投棄の撲滅

- 監視パトロールを実施します。
- 不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図ります。
- 市民への通報先の周知に努めます。
- 監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努めます。
- 不法投棄の温床となっている農道・林道、中山間地の溪床等において、地域住民との協力のもとに草刈等の防止活動を行います。
- 不法投棄防止の看板を配布します。
- 不法投棄の現状を広報等により公開し、不法投棄防止に向けた啓発を行います。

施策② ごみの散乱防止

- 村上市ごみの散乱等防止条例に従い、市民・事業者・行政の連携により、ごみの散乱防止に努めます。
- フンの始末を始めペットの飼い方について飼い主としての意識向上の啓発を行います
- カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき適正に有害鳥獣捕獲事業を行います。

施策③ 廃棄物の適正処理の促進

- 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの適正処理を推進します。
- ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者などと連携を図ります。
- 災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築します

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 不法投棄防止のための情報提供に積極的に協力する。 ・ 所有地に不法投棄されないよう、しっかり管理する。 ・ 屋外で生じた空缶、空きびん、ペットボトル、たばこの吸殻などのごみは必ず持ち帰り、適正に分別・処理する。 ・ ペットボトルを洗うなど、適切な廃棄物のリサイクル・処分に配慮する。 ・ 自宅でごみを焼却しない。 ・	・ 所有地に不法投棄されないよう、しっかり管理する。 ・ 廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。 ・ 市の方針を理解し、適正な処理ルートの把握に努める。 ・ 事業所でごみを焼却しない。 ・

■ ■ 環境指標

指標	現状	目標
1人1日あたりのごみ排出量	769.8g/人・日 (令和元年度)	746g/人・日
リサイクル率	21.0% (令和年度)	23%
最終処分量	802t/年 (令和年度)	725t/年
不法投棄・野焼き件数	20件 (令和年度)	10件

現状と課題

■ 現状

- 近年の環境や健康への意識の高まり等の社会的な要請の変化により、環境保全型の農林水産業が推進されるようになってきています。
- 環境保全型農業を実践する農業者は、平成 11 年（1999 年）に定められた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、県で定める「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に適合する場合、エコファーマーとして認定を受けることができます。本市では令和元年度（2019 年度）現在で 16 名がエコファーマーに認定されています。
- 本市の農地が持つ環境保全機能には、山麓部と平地部でそれぞれ特徴的な役割があります。山麓部は、自然度の高い里山環境であり、生物多様性の宝庫となっています。平地部は、整備された水田が広がり、夏には農地一面が緑に覆われ、冬にはオオハクチョウとコハクチョウが越冬時のエサ場としています。



高根集落の里山



水田を利用するコハクチョウ

図 4-6 本市の農地と生物多様性

- 一方で、作物の栽培に当たっては、化学肥料や化学合成農薬を使用することによる環境への影響やビニールハウス等のプラスチック系シートの野焼き、稲わら等の野焼きも含め、大気や水質への影響が問題となることがあります。
- 三面川では、毎年たくさんの鮭が遡上します。ふ化放流事業や河口部での魚つき林の保護、源流部でのさけの森づくり等によりサケ資源の保護増殖が図られています。また、大切な川の恵みである鮭一匹を頭から尾、内臓まで、何一つ捨てることなく使い切る郷土料理の食文化も育まれてきました。



『ウライ』と呼ばれる柵でのサケ漁
出典：新潟県 HP



採卵したサケ卵の孵化事業
出典：新潟県 HP



サケの森づくり事業
出典：村上市 HP

図 4-7 三面川でのサケの保護増殖に係る取組

課題

- 化学肥料の施肥や農薬の使用など農業による環境への負荷を削減する必要があります。
- 稲わらなど資源として利用できるものの資源化を推進するなど、環境保全型の農業を促進する必要があります。

施策の展開

施策の方向性 2-3-1 環境に配慮した農林水産業の推進

自然環境に配慮した農林水産業の推進を図るため、環境への負荷を軽減する自然にやさしい農法の普及など環境保全型農林水産等の推進に努めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 環境に配慮した農業の推進

- 農業関係団体と協力し、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に配慮した農業の支援・指導を実施します。
- 食の安全・安心とこれにつながる農産物のブランド化を目指して、農産物の高付加価値化や地産地消の取り組みを推進します。
- 神林有機資源リサイクルセンター、朝日有機センターの利用促進などにより、適正な家畜糞尿処理及び資源循環型農業を推進します。
- 省エネルギー型農業を推進します。
- 環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進します。

施策② 環境に配慮した林業の推進

- 環境に配慮した林業の基盤整備事業を推進します。
- 公共建築物において地域材の利用の促進を図ります。
- 林業における六次産業化について情報収集し、検討します。

施策③ 環境に配慮した水産業の推進

- 環境に配慮した水産業の基盤整備事業を推進します。
- 水産物の地産地消の促進を図ります。
- 省エネルギー型漁業を推進します。
- 漁業廃棄物の適正処理を推進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ より身近で生産された野菜や果物などを購入する。 ・ 森林保全のボランティア活動に参加する。 ・ 地元で獲れた水産物を購入する。 ・ 旬の農産物、水産物を購入する。	・ 農薬や化学肥料の使用を減らす。 ・ 消費者に環境保全型農業を PR する。 ・ 家畜排泄物は、適正に管理し、堆肥化などに有効利用する。 ・ ソーラーシェアリングの導入を検討する。 ・ より身近で生産された野菜や果物などを購入する。 ・ 地域材の利用に努める。 ・ 地元で獲れた水産物を購入する。

■ 施策の方向性 2-3-2 持続可能な農林水産資源利用の推進

持続可能な農林水産業の展開を図るため、農業系資源の循環利用、持続可能な林業経営、持続可能な水産資源管理の推進に努めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 農業系資源の循環利用の促進

- 農業用廃プラスチックのリサイクルの促進をします。
- 農業残渣、畜産残渣の堆肥化による循環利用を促進します。

施策② 耕作放棄地の拡大防止・有効活用検討

- 耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。
- 耕作放棄地の解消を目的とし、担い手農家への農地集積や農業生産基盤の整備等を推進します。
- 耕作放棄地の再生を推進します。

施策③ 持続可能な林業経営の推進

- 林業の後継者の育成・活動の推進を図ります。
- 伐採後の造林を推進します。
- 森林認証の取得を推進します。
- 森林認証材の普及促進を図ります。

施策④ 持続可能な水産資源管理の推進

- サケ・マス資源の安定確保と有効活用を図ります。
- 藻場や漁場の造成を図ります。
- 種苗放流技術の向上を図ります。
- 水産エコラベルの普及・推進を図ります。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
地元産農林水産物の市内消費の拡大に協力する。	- 農業用廃プラスチックのリサイクルなどを行い農業廃棄物の減量に努める。 - 食品リサイクル・ループに参加する。 - 地元の森林認証材を購入する。 - 地元の水産エコラベル商品を購入する。

■ ■ 環境指標

指標	現状	目標
にいがたグリーン・ツーリズム（農家民宿,直売所,農家レストラン）の登録件数	10 件 （令和 2 年度）	10 件以上
認定農業者登録件数	4 2 3 人 （令和元年度）	450 人

基本目標 3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策（地球温暖化）

3-1 省エネルギーの推進

現状と課題

■ 現状

市域のエネルギー消費量

- 市域における平成 29 年度(2017 年度)のエネルギー消費量は 6,488TJ で、平成 7 年度(1995 年度)の 7,899TJ をピークに減少傾向にあります。
- 平成 29 年度(2017 年度)の 1 人あたりエネルギー量は 105GJ/年であり、全国平均の 132TJ/年と比較すると少ない特徴があります。

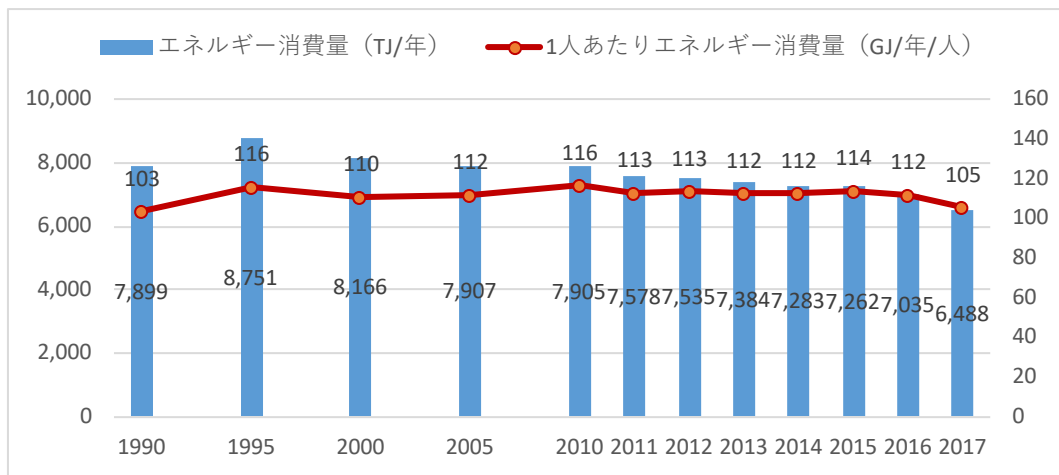


図 4-8 市域におけるエネルギー消費量の推移

- エネルギー消費量の部門別の内訳は、産業部門が 45%で最も多く、次いで運輸部門が多い特徴があります。エネルギー種別の内訳は、燃料油が 55%で最も多く、次いで電力が多い特徴があります。

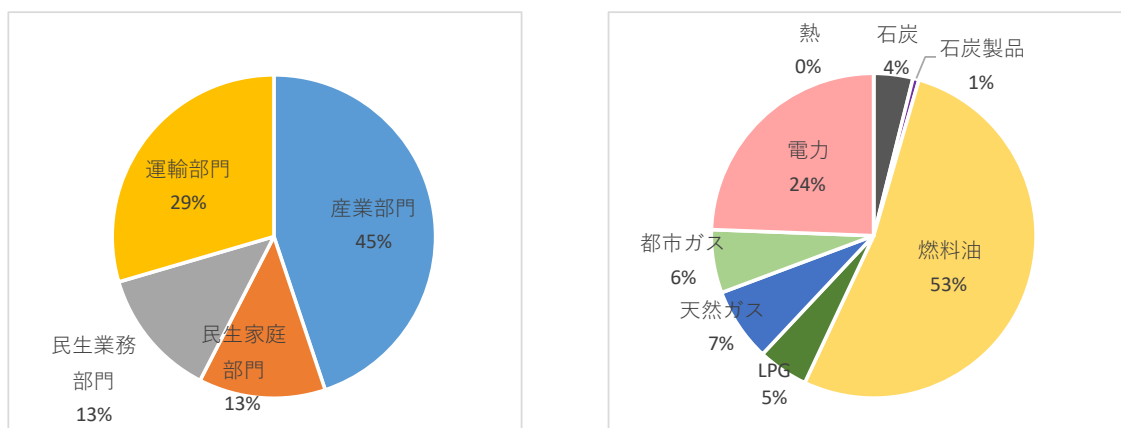


図 4-9 市域における平成 29 年度（2017 年度）のエネルギー消費量内訳

市の事務事業におけるエネルギー消費量

- 市の事務事業における令和元年度（2019 年度）のエネルギー消費量は 142,892GJ で、平成 25 年度（2013 年度）の 180,838GJ よりも 2 割程度減少しています。

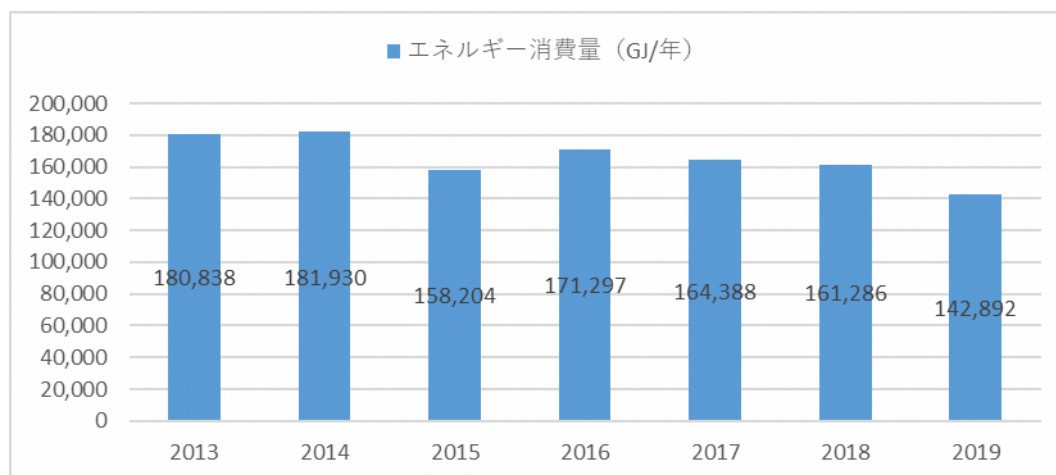


図 4-10 市の事務事業におけるエネルギー消費量の推移

- エネルギー消費量の部門別の内訳は、施設が 92%を占め、公用車は 8%です。エネルギー種別の内訳は、電気が 61%で最も多く、次いで灯油が多い特徴があります。

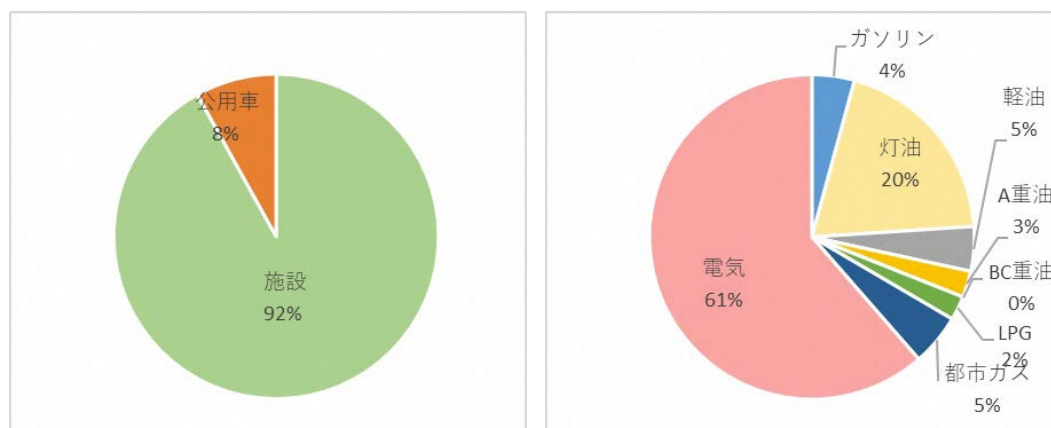


図 4-11 市の事務事業における令和元年度（2019 年度）のエネルギー消費量内訳

課題

- エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止のためには、更なる省エネルギーなどの取組を推進する必要があります。
- 運輸部門のエネルギー消費量が比較的多いため、環境への負荷の少ない公共交通の充実や自転車利用の促進が重要です。
- 市の事務事業においては、特に電気と灯油を使う設備機器の省エネ化等の取組が重要です。

施策の展開

■ 施策の方向性 3-1-1 省エネルギー活動の推進

省エネ行動を実践し、省エネルギー型ライフ・ワークスタイルへの転換を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 省エネルギー活動の普及促進

- 家庭での省エネ活動を推進します。
- 省エネルギー診断など事業者の省エネ活動につながる情報を提供し、市内の省エネルギーの促進に努めます。

施策② エコドライブの普及促進

- アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ エアコンの使用時の室温は、夏 28℃、冬 20℃など日常的な省エネ行動を行う。 ・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。 ・ 打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする。 ・ 「家庭エコ診断」を活用する。	・ クールビズやウォームビズなど日常業務における省エネ行動を実施する。 ・ 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。 ・ 建築物を建築・改築の際に省エネ化する。 ・ 自らの配送から共同配送や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。

■ 施策の方向性 3-1-2 省エネルギー機器の普及

計画的に省エネルギー機器を導入し、エネルギー効率の良い建築物など、施設・設備の環境性能の向上を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 省エネルギー関連設備の導入支援

- ZEH・ZEB など高度な省エネ住宅・事業所に関する情報を提供します。
- 省エネルギー機器に関する情報を提供します。

施策② 次世代自動車の利用環境の整備促進

- 次世代自動車に関する情報を提供します。
- EV 充電設備の誘致を図ります。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 高効率給湯器へ買い替える。 ・ 採光、通風、断熱などに配慮した住宅を建築、選択する。 ・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。	・ 設備更新の際に、省エネルギータイプの空調機、給湯設備、ボイラー等を導入する。 ・ 建築物を建築・改築の際に省エネ化する。 ・ 自らの配送から共同配送や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。 ・ 買替え時など購入が必要な際は、次世代自動車を検討する。

■ 施策の方向性 3-1-3 市有施設での省エネ化推進

計画的に省エネルギー機器を導入し、エネルギー効率の良い建築物など、施設・設備の環境性能の向上を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 市有施設の省エネ化検討

- 環境への負荷の少ない公共施設の整備を推進します。
- 公共施設への省エネルギー改修を推進します。

施策② 次世代自動車の導入

- 公用車について次世代自動車の導入を推進します。
- 市民が集まるイベント等での次世代自動車の展示や体験乗車をします。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
● 省エネ化の進んだ市有施設を利用します。	● 省エネ化の進んだ市有施設を利用します。

■ 環境指標

指標	現状	目標
市民 1 人あたりエネルギー使用量	105GJ/人 (平成 29 年度)	105 GJ/人

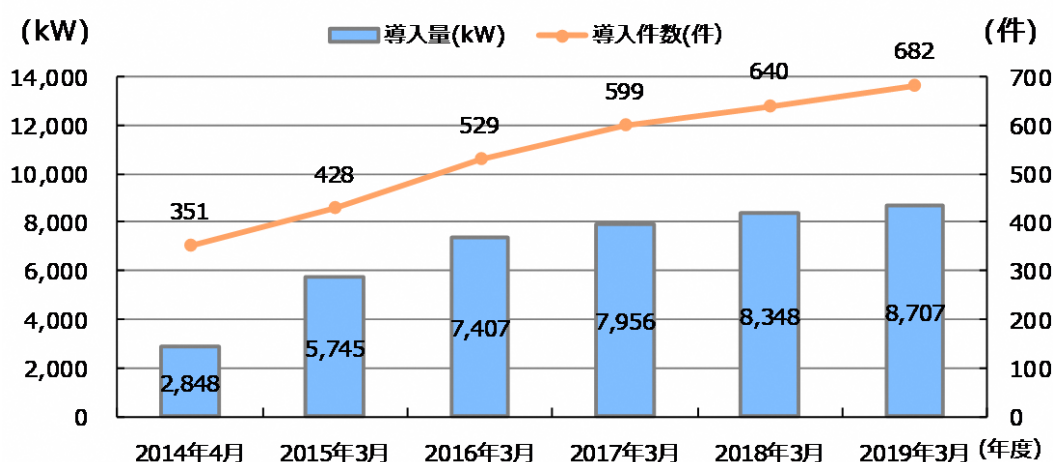
3-2 再生可能エネルギー等の利用促進

現状と課題

■ 現状

再生可能エネルギー導入量

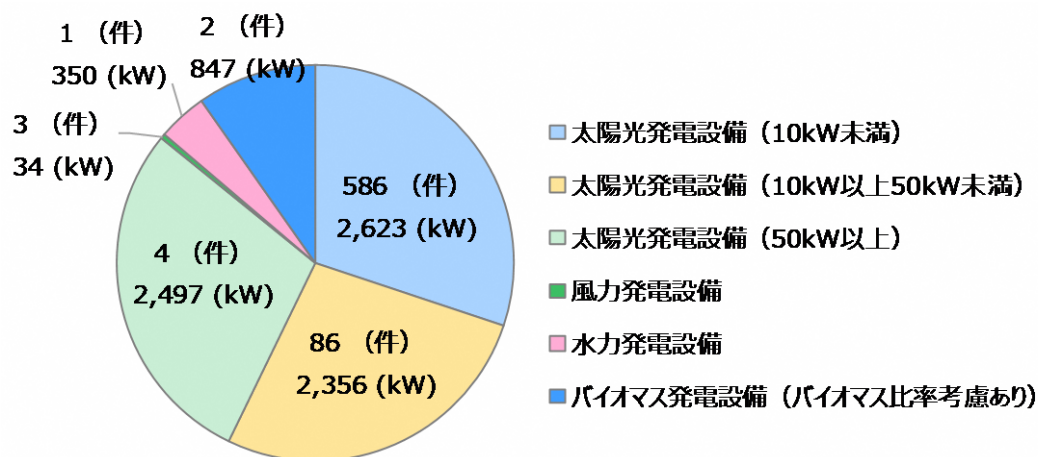
- 市内の FIT 認定の再生可能エネルギーは、平成 26 年（2014 年）の約 2,800kW（導入件数 351 件）から、令和 2 年（2020 年）には約 8,707kW（導入件数 682 件）まで増加しています。



出典：再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）より作成

図 4-12 FIT 認定件数と導入量の推移

- 令和 2 年（2020 年）3 月時点の FIT 導入量は太陽光発電が最も多く、10kW 以下の設備で 2,600kW（全導入量の 30%）、10kW 以上の設備で 4900kW（全導入量の 56%）が導入されています。



出典：再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）より作成

図 4-13 導入設備容量（移行認定分含む）（2019 年 3 月末時点）

- FIT 以外では、三面発電所(30,000kW)、猿田発電所(21,800kW)、奥三面発電所(34,500kW)の3つの大規模水力発電所があります。
- 国では、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく、洋上風力発電導入のための促進区域の指定が全国的に進められていますが、新潟県村上市及び胎内市沖も一定の準備段階に進んでいる区域に選定されています。

課題

- FIT 期間終了後の太陽光発電は、FIT 価格よりも安い価格で売電するか、自家消費するか、廃止するかの際の対応をすることになります。このいわゆる卒 FIT 電源をどのように扱うのかといった方向性を明確に示すことが必要です。
- 特定のエネルギー源に偏らないように、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入推進が必要です。

施策の展開

施策の方向性 3-2-1 再生可能エネルギーの理解促進

家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入を促進するために、再生可能エネルギーの理解促進を積極的に図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 再生可能エネルギーに関する情報の収集・提供

- 再生可能エネルギーに関する情報を提供します。
- 災害時利用を見すえた再生可能エネルギーの調査・検討を行います。

施策② 再生可能エネルギーの拠点化に関する理解促進

- 市民・事業者に対して再生可能エネルギーの普及啓発を行います。
- 洋上風力発電など近年世界的に拡大が進んでいる再生可能エネルギーの最新動向について、市民・事業者へ情報を発信します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
- 市の補助制度などにより家庭における再生可能エネルギー導入を促進する。 - 再生可能エネルギーの利活用に関する啓発活動や情報提供を推進する。	- 市街地開発事業や新築住宅などの建築に際して太陽光発電導入促進や、未利用エネルギーの利用促進などをする。 - 再生可能エネルギーの利活用に関する啓発活動や情報提供を推進する。

■ 施策の方向性 3-2-2 再生可能エネルギー機器の普及

家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、公共施設への導入を積極的に図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 再生可能エネルギー関連設備の導入支援

- 家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入に係る相談窓口を設けます。
- 家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入助成をPRします。

施策② 地域資源を活用したバイオマス発電事業の可能性検討

- 豊富な森林資源を活かすため、民間企業との協働を含めたバイオマス事業の導入可能性の調査、検討を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
家庭の状況に応じて太陽光発電設備や太陽熱温水器などを設置する。	事業の形態や事業所の状況に応じて、太陽光発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を図る。

■ 施策の方向性 3-2-3 市有施設での率先取組

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 市有施設への自立・分散型エネルギー設備の導入検討

- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

施策② 市有施設での再エネ電力の率先購入

- 公共施設での再生可能エネルギー電力の率先購入を推進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 再生可能エネルギー設備や再生可能エネルギー電力を取り入れている市有施設を利用する。	・ 再生可能エネルギー設備や再生可能エネルギー電力を取り入れている市有施設を利用する。

■ 環境指標

指標	現状	目標
市域における再生可能エネルギー発電設備の発電出力	95 MW (令和元年度)	130MW

3-3 温室効果ガス排出量の削減

現状と課題

■ 現状

市域の温室効果ガス排出量

- 市域における温室効果ガス排出量は、平成 29 年度（2017 年度）は 577 千 t-CO₂ であり、平成 25 年度（2013 年度）の 659 千 t-CO₂ と比較すると約 12%減少しています。

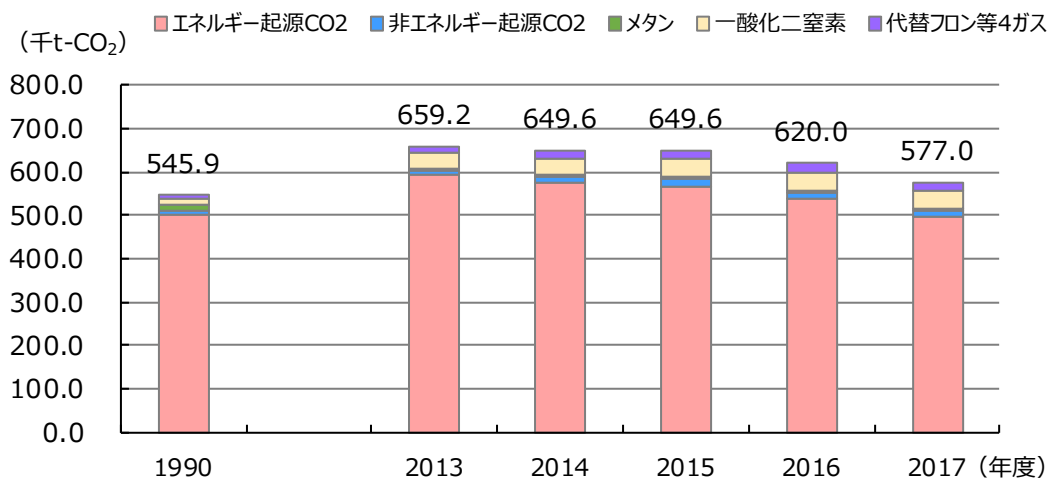


図 4-14 市域における温室効果ガス排出量の推移

- 平成 29 年度（2017 年度）の温室効果ガス排出量の内訳は、エネルギー起源 CO₂ の占める割合が最も多く全体の 86%を占めています。
- エネルギー起源 CO₂ の部門別内訳では、産業部門の占める割合が最も多く全体の 34%を占めています。次いで多いのが運輸部門、家庭部門、業務部門の順となっています。

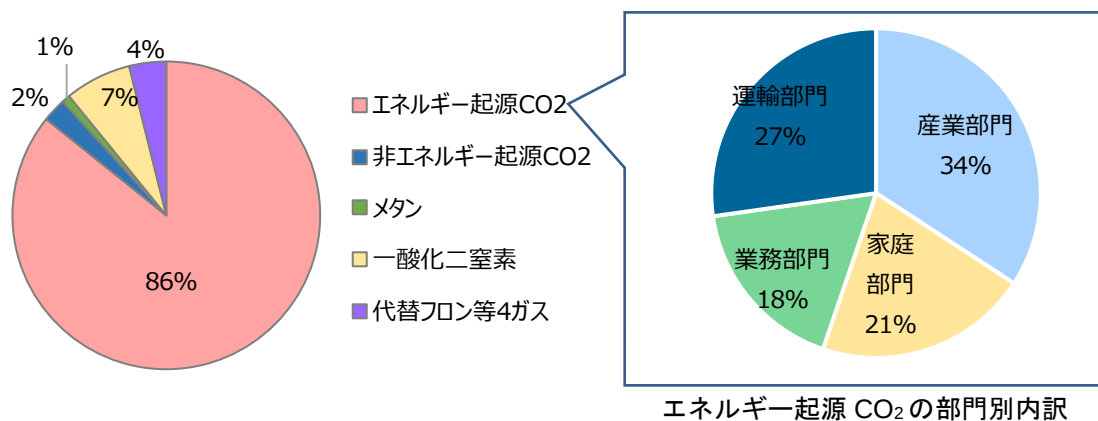


図 4-15 市域における平成 29 年度（2017 年度）の温室効果ガス排出量内訳

市の事務事業における温室効果ガス排出量

- 市の事務事業における温室効果ガス排出量は、令和元年度（2019 年度）は 28,065t-CO₂ であり、平成 25 年度（2013 年度）の 33,674t-CO₂ と比較すると約 17%減少しています。

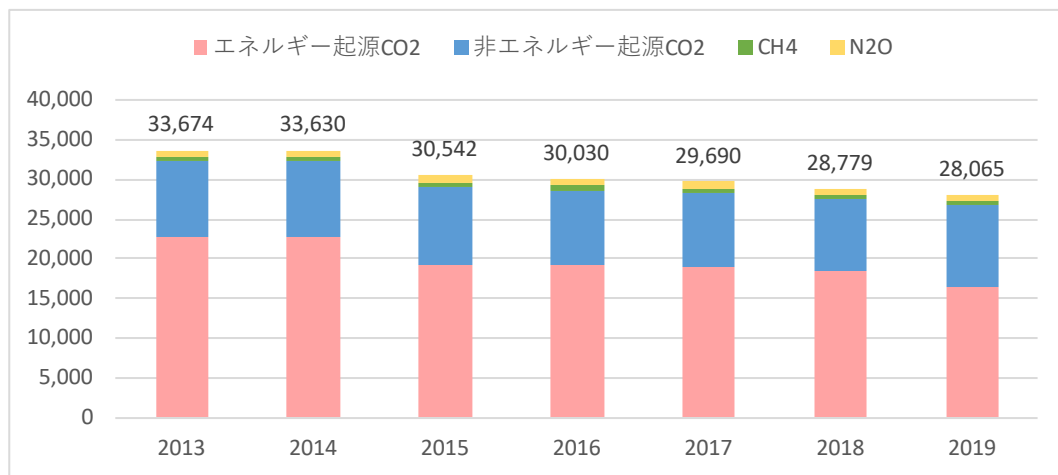


図 4-16 市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

- 令和元年度（2019 年度）の温室効果ガス排出量の内訳は、エネルギー起源 CO₂ の占める割合が最も多く全体の 59%を占め、次いで非エネルギー起源 CO₂ が多くなっています。
- エネルギー起源 CO₂ のエネルギー種別内訳では、電気の占める割合が最も多く全体の 77%を占めています。次いで多いのが灯油の 12%となっています。
- 非エネルギー起源 CO₂ は、一般廃棄物中に含まれるプラスチック類の焼却によって発生するものです。

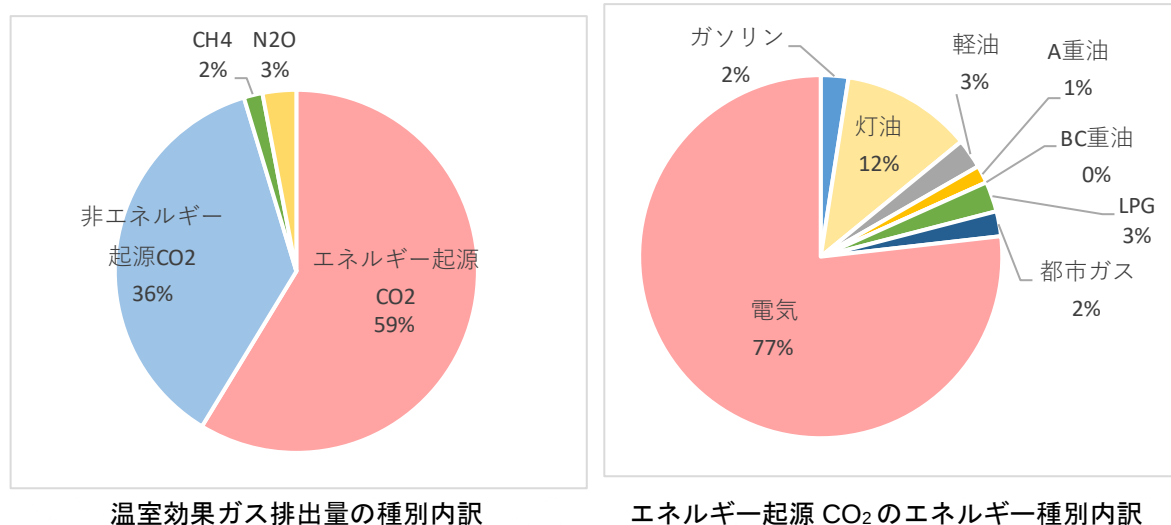
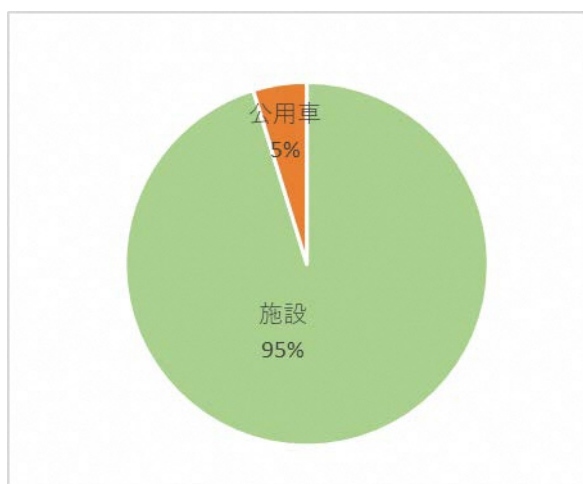


図 4-17 市の事務事業における令和元年度（2019 年度）の温室効果ガス排出量の種別内訳

- エネルギー起源 CO₂は、施設が 95%を占め、公用車は 5%です。施設類型別内訳では、供給処理施設の占める割合が最も多く全体の 45.6%を占めています（廃棄物処理施設や上下水道処理施設でのポンプ等に使われる電気が主です）。次いで多いのが学校教育系施設、スポーツレクリエーション系施設の順となっています。



エネルギー起源 CO₂の内訳

市民文化系施設	3.8%
社会教育系施設	2.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	11.5%
産業系施設	0.5%
学校教育系施設	14.2%
子育て支援施設	4.5%
保険・福祉施設	5.9%
行政庁舎	5.1%
公園	0.1%
供給処理施設	45.6%
その他施設	1.8%
施設以外でエネルギーを消費する設備等	4.8%

エネルギー起源 CO₂の施設類型別内訳

図 4-18 市の事務事業における令和元年度（2019 年度）の温室効果ガス排出量の類型別内訳

課題

- 温室効果ガスの排出量を抑制するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などの取組をはじめとした地球温暖化対策を推進する必要があります。
- 運輸部門の温室効果ガス排出量が比較的多いため、環境への負荷の少ない公共交通の充実や自転車利用の促進が重要です。
- 業務部門では旅館・ホテルの占める割合が比較的多いため、節水など省資源活動の取組推進も重要です。
- 市の事務事業においては、エネルギー起源 CO₂の大部分を占める電気の使用量を減らす省エネ化の推進だけでなく、電気の低炭素化などの取組も重要です。

施策の展開

■ 施策の方向性 3-3-1 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量の削減に向けて、身近に実行できる省エネルギー活動のほかに、省資源や温室効果ガス排出の少ない活動などの推進を図っていきます。また、本市に特徴的な森林の適切な整備により、二酸化炭素吸収源対策の効果が期待されます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 温室効果ガス排出量の削減対策の推進

- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進などにより、市全体及び行政の事業により発生する温室効果ガスの排出量削減を推進します。
- 市街地間の移動に関しては、公共交通機関の優先的な利用を促進します。
- 公用車の導入・更新にあたっては、次世代自動車等の温室効果ガス排出量の少ない車種を選定します。
- 行政事業の物資調達にあたっては、温室効果ガス排出の少ない製品の購入を進めます。

施策② 二酸化炭素吸収源対策の推進

- 森林の持つ二酸化炭素吸収源機能の周知を図るとともに、適正な森林整備を推進します。
- カーボン・オフセット事業の導入に関して検討を行います。
- 新潟県版 J-クレジット制度や新潟県オフセット・クレジット制度の普及啓発を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 家庭エコ診断などを活用し、低炭素な生活スタイルを実践する。 ・ デマンドタクシーやバスなどの公共交通や、自転車を活用する。 ・ レンタカーやカーシェアを活用する。	・ 省エネ・省資源活動を実践する。 ・ バスなどの公共交通や、自転車を活用する。

■ 施策の方向性 3-3-2 低炭素まちづくりの推進

低炭素な社会の実現に向けては、市民活動や事業活動のスマート化や、地域でのエネルギー消費を効率的にする仕組みを、まちづくりと合わせて一体的に進めていくことが重要です。そのため、公共交通の利用促進を図り、効率的なエネルギーシステムの導入の検討等を進めることで、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを推進します。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 新規

- 地域公共交通計画にて持続可能な公共交通をめざし、利用者のニーズに応じた効率的な運行を実施します。

施策② 市域のエネルギーシステムの効率化の推進 新規

- 国内のエネルギー面的利用の事例の情報収集・整理を行います。
- EV 充電インフラの整備を進めます。
- 次世代燃料供給インフラの情報収集・整理を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ のりあいタクシーやバスなどの公共交通や、自転車を活用する。 ・ まちづくりに参画する。	・ バスなどの公共交通や、自転車を活用する。 ・ まちづくりに参画する。

■ 環境指標

指標	現状	目標
市域の温室効果ガス排出量	577 千 t-CO ₂ (平成 29 年度)	477 千 t-CO ₂ (2013 年度比で 27.7%減)
市有施設の温室効果ガス排出量	28.1 千 t-CO ₂ (令和元年度)	23.4 千 t-CO ₂ (2013 年度比で 30.0%減)

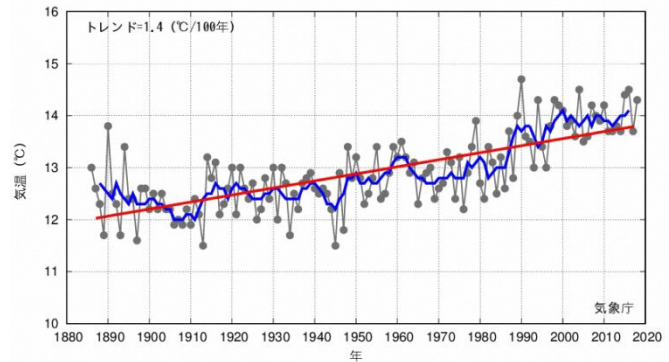
3-4 気候変動の影響への適応

現状と課題

■ 現状

これまでの気候変動

- 新潟の年平均気温は、100 年あたりで 1.4℃の割合で上昇しています。
- 新潟における真夏日は年によって日数が増減しています。猛暑日は 2000 年頃をピークに減少傾向にありますが、熱帯夜の日数は、増加傾向にあります。

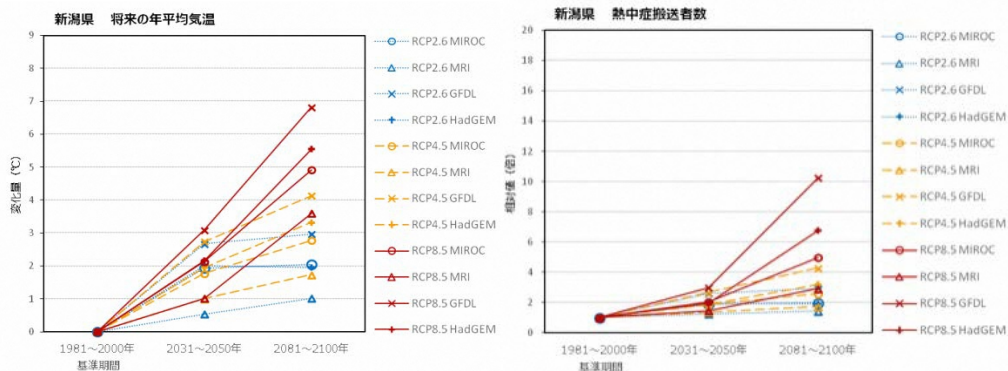


出典：新潟地方気象台 HP

図 4-19 新潟気象観測所における年平均気温の経年変化

これから予測されている気候変動

- 新潟県における将来の平均気温は、令和 13 年（2031 年）～令和 32 年（2050 年）の期間において、昭和 56 年（1981 年）～平成 12 年（2000 年）の期間と比較して、0.541℃～3.09℃ 上昇すると予測されています。
- 新潟県における将来の熱中症搬送者数は、令和 13 年（2031 年）～令和 32 年（2050 年）の期間において、昭和 56 年（1981 年）～平成 12 年（2000 年）の期間と比較して、1.25 倍～2.97 倍に増加すると予測されています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

図 4-20 新潟県における年平均気温（変化量）と熱中症搬送者数の将来予測

■ 課題

- 近年、気温が顕著に上昇しており、猛暑日や熱帯夜の増加、局地的大雨の増加、熱中症や感染症のリスクの増大等、その影響が顕在化しつつあります。
- 地球温暖化対策に加え、気候変動によって生じる様々な自然環境や私たちの生活への被害などを軽減する対策（適応策）にも取り組むことが必要とされています。

施策の展開

■ 施策の方向性 3-4-1 気候変動による影響の理解促進

気温の上昇や極端な気象の増加など気候変動の影響についての情報を収集するとともに、市民・事業者等にも対策の必要性をわかりやすく啓発します。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 気候変動に関する情報の収集・提供

- 気候変動による影響について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通して、普及啓発や情報発信を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 地球温暖化や極端な気候の増加が生活に与える影響を理解・共有し、一人ひとりができる対応策を考える。	・ 地球温暖化や極端な気候の増加が事業に与える影響を理解・共有し、事業者としての対応策を考える。

■ 施策の方向性 3-4-2 気候変動による影響への対応

気候の変化は、すでにさまざまな影響を及ぼし始め、今後はますます顕著になることが想定されます。健康や防災などの気候変動による影響に対しての適応に取り組めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 熱中症対策の推進

- 熱中症予防に関する情報をリーフレットや市ホームページ、市報等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした市民への普及啓発や注意喚起を行います。
- 熱中症が起こりやすいと思われる日には防災無線で市民に注意喚起を行います。

施策② 農作物の高温障害対策の推進

- イネや茶などの農作物の高温障害の予防啓発や発生動向の把握に努めます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難などについてあらかじめ考える。 ・ 豪雨に備え、排水溝などを日頃から清掃する。 ・ 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。	・ 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難などについてあらかじめ考えておく。

■ 環境指標

指標	現状	目標
熱中症搬送者発生件数	91 件 (令和元年度)	50 件

3-5 その他の地球環境対策

現状と課題

■ ■ 現状

オゾン層

- 全世界的にフロンガスの使用が禁止されたため、オゾン層の破壊が停止した兆候が見られます。しかし、元の姿に回復するまでには、まだ半世紀を要すると予測されています。

酸性雨

- 新潟県の5年平均値はpH4.66で、全国の他地域より若干酸性が強い傾向が見られます。

海洋ごみ

- 本市の沿岸部では、対馬海流により運ばれたごみが海岸線のいたるところで打ち上げられています。
- 漂着するごみは、海外からの漂流物に混じり、その半数以上が日本国内から漂流したものと推測されています。

表 2 海岸漂着物の堆積量調査結果（平成 23 年）

海岸名	調査期間	回収量 (t)	調査距離 (m)	1ヶ月(30日)・ 1kmあたり回収量 (t/km・月)
荒井浜海岸（胎内市）	H23.11.27 - H24.3.10	1.444	200	2.1
浦浜海岸（新潟市）	H23.11.22 - H24.1.16	0.493	20	13.4
野積海岸（長岡市）	H23.11.29 - H24.1.17	0.12	10	7.3
井鼻・久田海岸（出雲崎町）	H23.11.28 - H24.1.18	0.505	50	5.9
直江津港西海岸（上越市）	H23.11.29 - H24.1.19	1.494	100	8.8
素浜海岸（佐渡市）	H23.12.6 - H24.3.11	0.124	200	0.2

出典：新潟県海岸漂着物対策推進地域計画

■ ■ 課題

- オゾン層破壊物質であるフロンが大気中に排出されないように家電リサイクル法等に基づいて、フロンを確実に回収する必要があります。
- 酸性雨の発生状況について監視を継続するとともに、被害が顕在化した場合に迅速な対応を行えるよう酸性雨に関する情報の収集に努める必要があります。
- 本市内からの漂着ごみの発生を抑止するとともに、ごみの海洋投棄防止に向けた呼びかける必要があります。
- 海洋プラスチックの発生を抑制するために、ごみの海洋投棄防止やプラスチック製品の削減に向けた呼びかける必要があります。

施策の展開

■ 施策の方向性 3-5-1 オゾン層の保護

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、フロンの回収を促進するための啓発を実施します。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 法に基づくフロン回収の啓発

- 家電リサイクル法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）に基づくフロンの回収を促進するための啓発を実施します。
- オゾンホールに関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
● 家庭におけるエアコンや冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収に協力する。	● 事業所におけるエアコンや冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収に協力する。

■ 施策の方向性 3-5-2 酸性雨の防止

酸性雨は、森の木を枯らし、建物や橋等のコンクリートや金属等を痛めることから、地球規模での環境問題として重要な課題となっており、酸性雨の発生を少しでも防止するために継続して啓発を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 酸性雨の発生防止の啓発

- 酸性雨発生に関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。
- 酸性雨の発生防止を目的として、原因物質の排出抑制に関して啓発を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 酸性雨による生活への影響について興味を持つ。	・ 事業所内で市などが発信する酸性雨情報を共有し、従業員の意識向上を図る。

■ 施策の方向性 3-5-3 海洋ごみ対策の推進

海洋ごみの発生を少しでも防止するために、継続して啓発や海岸清掃活動の実施を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 5Rの推進等による海洋ごみの発生抑制

- 河川及び海岸へのごみの不法投棄を撲滅することにより、本市内からのごみの排出と漂流を防止します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 漂着ごみや海底ごみを回収し、きれいな海を守る。 ・ ポイ捨てをしない。 ・ 協働して海岸のパトロールを徹底する。	・ 海岸・港湾・漁港管理者による海岸漂着物等（漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ）の回収・処理を行い、海洋環境の保全に努める。 ・ 協働して、海岸漂着物等の回収活動を推進する。

基本目標 4 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり（文化景観）

4-1 美しい田園、里山、海岸景観の保全

現状と課題

■ 現状

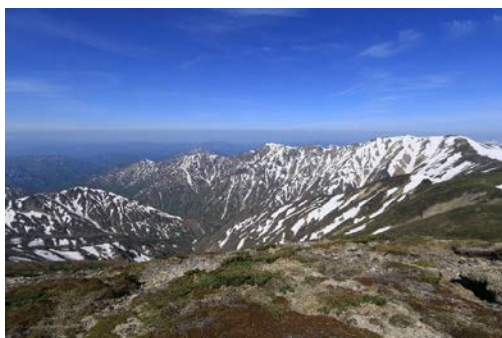
自然景観

- 本市の景観の美しさは、自然景観と歴史的景観にあるといえます。
- 自然景観の代表的なものとしては、奥三面や朝日スーパーラインなどに見られる飯豊・朝日連峰の風景や、日本国山や新保岳からの眺望、山熊田や高根などに代表される里地里山、神林地区や荒川地区の平野部に広がる田園風景などが挙げられます。
- 海岸部では、笹川流れや砂丘に延びる白砂青松などの風光明媚な風景があります。



出典：村上市景観計画（村上市）より作成

図 4-21 景観計画で重点地区に指定されている地区



磐梯朝日国立公園



鳴海山自然環境保全地域

出典：新潟県 HP

図 4-22 本市の自然公園と自然環境保全地域

課題

- 「景観行政団体」として、村上市歴史的景観保全条例に基づいた着実な景観保全、市民・事業者・行政の協働による環境美化や景観支障物対策等への取り組みが重要です。
- 住民の生活の利便性を確保した町並みの保存が重要です。また、継続的な文化財の保護に取り組む必要があります。
- 耕作放棄地や間伐が十分でない林分が増加しており里山風景の荒廃・減少が懸念されます。
- 護岸工事などの開発や海岸浸食により海辺の自然景観が損なわれつつあり、砂浜の再生と海岸の保全が必要です。

施策の展開

施策の方向性 4-1-1 自然景観資源の意識啓発

本市の優れた自然景観資源の意識啓発をするために、自然景観の保護意識の啓発や情報の収集・整理・提供を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 自然景観に関する情報の収集・整理・提供

- 本市の豊かな自然についての紹介をホームページ等で発信していきます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 本市の自然景観に関心を持つ。 ・ 本市の自然景観に対する理解を深め、景勝地や景観資源等の保全を心がける。	・ 本市の自然景観に関心を持つ。 ・ 本市の自然景観に対する理解を深め、景勝地や景観資源等の保全を心がける。

■ 施策の方向性 4-1-2 自然景観資源の保存活動の推進

本市の優れた自然景観資源の保存活動を推進するために、身近な緑の保全・整備や環境美化活動の促進を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 身近な緑の保全・整備

- 地域住民を主体とした身近な公園の管理について検討を行います。
- 地域住民と協働した里山の維持管理について検討を行います。
- まちづくり協議会等が行っている地域の緑化活動を支援します。

施策② 環境美化活動の促進

- クリーン作戦の実施や、清掃活動を支援するなど、地域住民や民間団体、事業者及び行政との協働による継続的な環境美化活動を促進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 休日等に公園や川、海などに出かけ、自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。 ・ 自宅周辺の美化に取り組む。 ・ 庭やベランダ、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。	・ 事業所周辺の美化に取り組む。 ・ 事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理などに積極的に参加する。 ・ 事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。

■ 施策の方向性 4-1-3 自然景観資源を活かした地域活性化

本市の優れた自然景観資源を活かした地域活性化のために、自然環境とふれあう場の創出・整備や開発に対する自然景観配慮への誘導・指導を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 自然環境とふれあう場の創出・整備

- 本市の美しい自然景観を地域資源として活用し、観光や教育等でふれあう場の創出・整備を進めます。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 公園・緑地の維持管理活動に参加する。 ・ 自然や生物とふれあう場を利用する。	・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。 ・ 社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう場をつくり、顧客等を提供する。

■ 環境指標

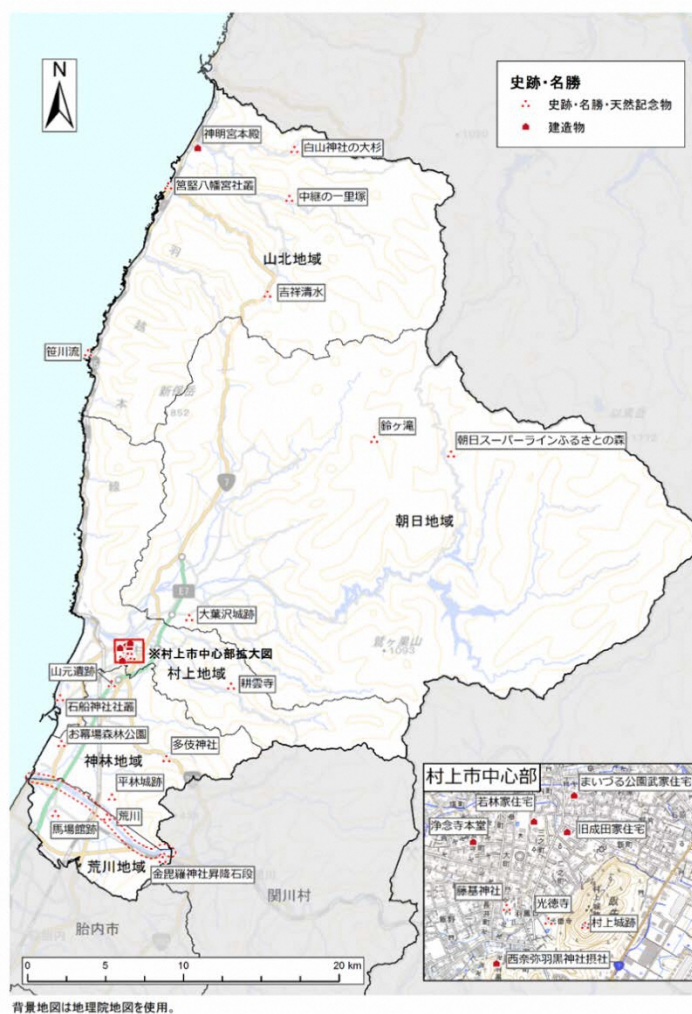
指標	現状	目標
クリーン作戦や一斉清掃の実施回数	83 回 (令和元年度)	80 回以上 (毎年)

現状と課題

■ 現状

地形

- 本市の歴史は、古くは旧石器時代に始まり、弥生・古墳時代を経て奈良時代には国としての形が整います。中世・戦国時代には、様々な有力豪族の支配するところとなり、城下町・村上の基礎が築られました。江戸時代には、この村上城を中心に、武家・町人・農民文化が築かれてきました。
- 歴史的景観の代表的なものとしては、歴史的建造物のほか、旧村上市街地や神林の塩谷地区などの古い町並みの風景が挙げられます。
- 本市は平成 22 年（2010 年）4 月 1 日に、景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）に基づく景観行政団体となり、地域に根差した景観づくりを進めています。



出典：市勢豆知識（村上市）より作成

図 4-23 市内の史跡、名勝、建造物の位置図

課題

- 「景観行政団体」として、村上市歴史的景観保全条例に基づいた着実な景観保全が重要です。
- 市民・事業者・行政の協働による環境美化や景観支障物対策等への取り組みが重要です。
- 村上城下の武家住宅や町屋、旧港町の海老江、塩谷、旧宿場町の小俣、猿沢など、歴史的な景観が残され、これらを自然環境や生活環境とともに保全する必要があります。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、周囲の景観と調和しない建築・設備が増加しつつあり、今ある街並みを保全・維持していくためには、新たな仕組みや対応が求められています。
- 住民の生活の利便性を確保した町並みの保存が重要です。また、継続的な文化財の保護に取り組む必要があります。

施策の展開

施策の方向性 4-2-1 歴史文化資源の意識啓発

本市の歴史文化資源の意識啓発のために、伝統や文化財の保護意識の啓発や伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 伝統や文化財の保護意識の啓発

- 文化財保護活動団体や学校等と積極的に協働を図りながら、文化財保護意識の啓発に努めます。
- 伝統や文化財の展示による一般公開や講座の開催等を通じて、地域住民の郷土史理解と愛郷心の醸成を図ります。

施策② 伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供

- 本市の伝統や文化財の特徴をわかりやすく整理し、市民に発信します。
- 歴史的景観づくりの事例や取組などの情報をイベントやHP等を通じて発信します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
- 文化財に関する知識を深め、文化財の保護活動に協力する。 - 歴史や文化財に関する講座や展覧会に積極的に参加して、郷土に対する理解を深める。 - 歴史・文化遺産を受け継ぎ、活用していくことを通して、郷土の歴史・文化に対する関心と理解を深める。 市民一人ひとりが伝統、文化、景観づくりの担い手であるという認識を持つ。	- 文化財の保護の必要性を理解し、文化財の維持・管理に協力する。 - 歴史・文化遺産を受け継ぎ、活用していくことを通して、郷土の歴史・文化に対する関心と理解を深める。 事業活動が景観に及ぼす影響を認識する。

■ 施策の方向性 4-2-2 歴史文化資源の保存活動の推進

本市の歴史文化資源の保存活動の推進のために、文化財の保護や歴史景観の保全を図ります。

❖ SDG s への貢献



❖ 市の施策

施策① 文化財の保護

- 文化財保護法及び新潟県文化財保護条例・村上市文化財保護条例に基づき、指定文化財を適正に保護します。
- 本市のランドマークである史跡村上城跡・平林城跡の保存・整備を促進します。
- 祭事等の伝統行事の継承のため、健全な後継者育成を支援します。

施策② 歴史景観の保全

- 史跡村上城跡・平林城跡とその周辺の自然景観との調和に配慮し、歴史景観の保全を推進します。
- 指定文化財の寺社及び武家住宅等の保存・修理に対する支援を行い、適切な保全を図ります。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
- 国・県・市が行う歴史・文化遺産を保護する取組みに協力する。 - 史跡や文化財等の現状変更等に際して、事前の協議と必要な申請・届出を行う。 - 指定史跡及び天然記念物の保存・活用に協力する。	- 国・県・市が行う歴史・文化遺産を保護する取組みに協力する。 - 史跡や文化財等の現状変更等に際して、事前の協議と必要な申請・届出を行う。 - 指定史跡及び天然記念物の保存・活用に協力する。

■ 施策の方向性 4-2-3 歴史文化資源を活かした地域活性化

本市の歴史文化資源を活かした地域活性化のために、町並みの保全と創造や伝統や市民協働のまちづくりの推進を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 町並みの保全と創造

- 景観形成地区においては、歴史的町並みの風景を維持・継承しながら、良好な住環境の形成に努めます。

施策② 市民協働のまちづくりの推進

- 市民、市民団体、事業者が行う景観づくりの取組に対して支援や誘導を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
景観形成地区に在住する市民は、歴史的町並みの風景の維持・継承に配慮して、良好な住環境の形成に協力する。	景観形成地区の事業者は、良好な住環境の形成に協力する。

■ 環境指標

指標	現状	目標
伝統行事支援事業の実施件数	5件 (令和元年度)	50件/10年

基本目標 5 市民や産業とともに発展する環境づくり（教育協働）

5-1 環境意識の向上

現状と課題

■ 現状

環境教育

- 環境フェスタ村上 2018 では、環境団体、企業ブース展示のほか、取組発表やエコカーの展示、環境を啓発するアニメ上映などに多くの親子連れなどが訪れ、1,200 人もの来場者を数えました。
- 平成 27 年（2015 年）3 月に策定、成 31 年（2019 年）3 月に改定した「健康むらかみ 21 計画」と「食育推進計画」に基づき、食育及び地産地消に関する環境教育を進めています。
- 令和元年度（2019 年度）に実施したアンケートでは、市民の環境学習、環境教育に関する満足度はそれほど高くありませんでした。

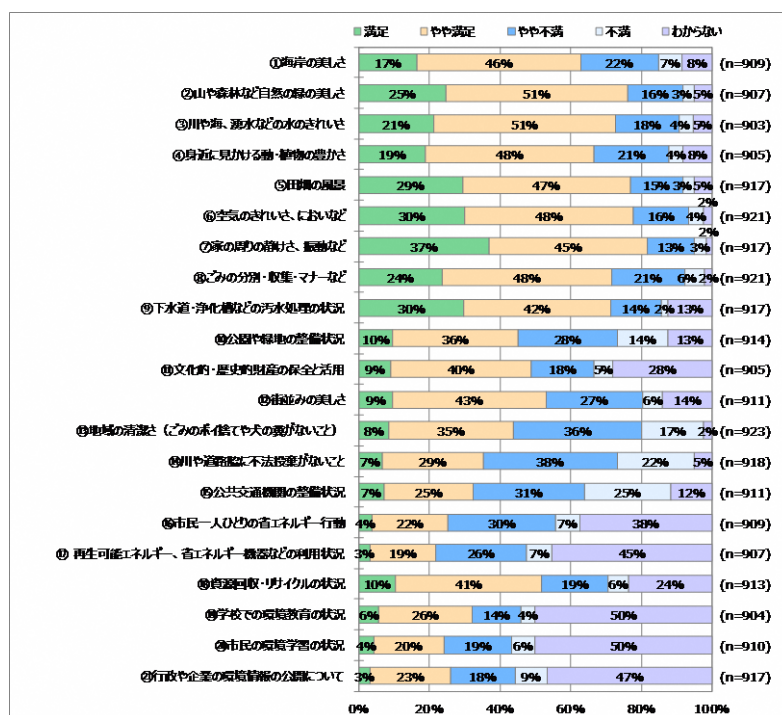


図 4-24 市民の身の回りの環境に対する満足度

■ 課題

- 本市が有する教育的な特性を大切にしながら、「郷育のまち・村上」実現のための総合的、計画的な施策を展開する必要があります。
- 市民・事業所への環境意識と満足度の向上につながる、環境教育・環境学習の計画的な施策や取り組みを積極的に推進することが重要です。

施策の展開

■ 施策の方向性 5-1-1 環境情報の発信と共有

環境情報の発信と共有のために、環境問題に対する意識啓発の推進や環境情報の集積と提供を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 環境問題に対する意識啓発の推進

- 地域における環境保全活動のリーダーや環境保全に関わる市民団体の育成を図ります。
- 環境フェスタ等、各種イベントを開催し、啓発活動の推進を図ります。

施策② 環境情報の集積と提供

- 村上市の環境の現状と課題について、ホームページを通じて情報を公開します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 環境に関するニュースや記事に関心を持つ。 ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する。	・ 事業所内で、市などが発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 ・ 業務に関連する環境情報や、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。

■ 施策の方向性 5-1-2 環境学習等の促進

次世代を担う子どもたちに、環境に興味を持たせ、環境に配慮した行動を根付かせるため、充実した環境教育を推進します。また、大人を対象とした環境を学ぶさまざまな機会を提供し、地域や職場で環境活動のリーダーとなる人材を育成します。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 環境教育・環境学習の積極的な推進

- 小中学校の環境教育を積極的に推進します。
- 環境の保全等に関する図書などの学習教材を充実します。
- インターネットを活用し、必要な教材での学習に取り組みます。
- 学校教育においては、「郷育のまち・村上」を通じて地域の自然環境及び生活環境への関心を深め、環境教育を積極的に推進します。
- 市民団体や小中学校との連携を図りながら、市が計画する出前講座の制度を活用して、環境学習を積極的に推進します。
- 既に実施されてきた森林整備体験等の環境体験学習に加えて、自然観察会や環境関連施設見学会などの新たな環境学習プランについて、検討を行います。
- 環境学習をサポートするボランティア活動を支援します。
- 総合学習等で川や里山の生きもの調べやビオトープづくりなど、自然体験による環境教育を推進します。
- 緑の少年団の活動推進など小中学生を対象とした参加型の環境保全活動をさらに促進していきます。

施策② 食育と地産地消の推進

- 学校・保育園の給食において地場産農林水産物を使用し、地元の農林水産物に親しみ、より良い食習慣の形成や健康づくりを推進します。
- 村上市地産地消推進計画に基づき、安全・安心な農産物の提供と地産地消を実現するため、環境に配慮した農業を実践している生産者との連携を強化します。
- 農商工連携により、本市固有の豊かな地域資源を活用したコミュニティビジネスの起業と振興を図ります。
- 地元産材を利用した住宅・家具・調度品等の生産を推進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。 ・ 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。 ・ 出前講座等に参加し、環境保全の取組を実践する。 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。	・ 業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。 ・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。 ・ 出前講座等を活用し、従業員の環境学習に取り組む。 事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。

■ 環境指標

指標	現状	目標
環境学習イベント後の満足度 (アンケート)	—	50%

5-2 環境活動の推進

現状と課題

■ ■ 現状

環境保全活動

- 令和元年度（2019年度）に実施したアンケートでは、市民の地域の環境保全活動への参加の実施率は高くありませんでした。

■ ■ 課題

- より良い環境づくりを進めるためには、事業者の環境保全活動の促進が必要です。特に、本市の大規模事業者は比較的取組が進んでいることから、中小規模の事業者の保全活動の促進に重点をおく必要があります。
- 事業者にも地域の一員として環境保全活動への参加を促進する必要があります。

施策の展開

■ ■ 施策の方向性 5-2-1 環境保全活動への参加の促進

市民・事業者に対して、環境意識向上につながる場や機会を提供し、地域での環境保全の取組への参加を促進します。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 市民の環境保全活動の紹介

- 環境保全活動を推進します。

施策② 市民参加型の環境事業の検討

- 農業への市民参加の在り方を検討します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
- 環境に関するイベントやキャンペーンなどに参加する。 - 美化活動や消費生活展へ参加する。	- 環境に関するイベントやキャンペーンなどに出展する。 - 自ら行う環境保全活動を積極的にPRし、他の事業者の環境に関する関心を高めていく。

■ 施策の方向性 5-2-2 環境保全活動への支援

環境に関する活動に取り組んでいる市民団体等に対して支援を行い、活動の活性化を図ります。また、そのような団体と連携して市民参加型事業の検討を進めます。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 環境保全団体の活動の推進

- 環境保全活動を行っている市民団体等の情報を取りまとめ、その活動を広く市民に周知を図ります。

施策② ボランティア組織の育成及び活動への支援

- 環境に関する市民団体等の育成と活動への支援を行います

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。	市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。

■ 環境指標

指標	現状	目標
環境フェスタ参加団体数	12件 (平成30年度)	100件/10年

5-3 ネットワークの形成

現状と課題

■ ■ 現状

環境ネットワーク

- 本市では、市内各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指すための「市民協働のまちづくり」として、市民と行政が一体となって市民協働のまちづくりに取り組んでいます。
- 事業者、町内会、市などが官民一体となったお城山の清掃や除草などの美化活動を実施しています。
- 温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みを市民及び事業者と協働して推進するため、「村上市地球温暖化対策地域協議会」を設置しています。



図 4-25 村上市地球温暖化対策地域協議会開催の様子

■ ■ 課題

- 地域内だけでなく、幅広い分野の事業者や市民、関係団体等が集まって、他の人の取組の共有などができるメンバー同士の情報交換の場が必要です。
- 高齢化や取組実施のための人手が不足している状況です。

施策の展開

■ 施策の方向性 5-3-1 地域内のネットワーク形成の推進

地域内のネットワーク形成の推進のために、主体間における環境情報の共有化や良好なパートナーシップの形成を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 主体間における環境情報の共有化

- 主体間における環境情報の交換の場を設けます。

施策② 主体間の良好なパートナーシップの形成

- 市民、事業者、NPO 等市民団体、学識経験者、行政とのパートナーシップを形成し、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を協働で推進する仕組みの構築を検討します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。 地球温暖化や極端な気候の増加が生活に与える影響を理解・共有し、一人ひとりができる対応策を考える。	・ 業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。 地球温暖化や極端な気候の増加が事業に与える影響を理解・共有し、事業者としての対応策を考える。

■ 施策の方向性 5-3-2 広域なネットワーク形成の推進

広域なネットワーク形成の推進のために、都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施やグリーンツーリズム・エコツーリズムの推進を図ります。

❖ SDGs への貢献



❖ 市の施策

施策① 都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施

- 都市等と連携した山村体験や自然体験事業等を実施していきます。

施策② グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

- 農林漁業体験及び生業体験、グリーンツーリズムを通じて、都市と農村との交流を推進します。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ グリーンツーリズム・エコツーリズムに積極的に参加する。 ・ 自然体験などのイベントに積極的に親子で参加する。 ・ 地球環境問題について理解を深める ・ 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組みに積極的に貢献する。 環境分野における市民レベルでの国際交流を図る。	・ 豊かな自然を観光資源として活かし、地域の活性化を進める。 ・ 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組みに積極的に貢献する。 ・ 国際機関等と連携した国際協力に努める。 ・ 環境関連技術の開発途上国への移転促進に努める。 環境分野における事業者レベルでの国際交流を図る。

■ 環境指標

指標	現状	目標
クラインガルデン利用者数	639 人/年	600 人/年

4.3 施策一覧

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
1 市の自然豊かな環境の後世への継承	1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生	1-1-1 森林環境の保全	①森林の植生と生態系の保護	国・県と協力し、定期的な植生・生態系調査を実施し、森林の整備・保全を目的とし、かつ林業振興策にも配慮した総合的な対策の検討を行います。	農林水産課
				環境保全地域の指定地内における植生については、開発等の影響を受けないように特に留意し、生態系の保護に努めます。	農林水産課
			②山岳地及び里山の森林整備	村上市森林整備計画等に基づき、計画的かつ適正な森林整備（造林、保育、草刈り、雪起し、間伐等）を推進するとともに、市行造林地の適正な管理により、森林の持つ公益的機能の強化を図ります。	農林水産課
				山地災害の未然防止対策と林業の健全な育成と併せて、森林の公益的機能が十分に発揮されるように、積極的な治山事業の導入を図ります。	農林水産課
				山岳地及び里山の開発に対しては、森林の生態系や景観などへの配慮について指導します。	農林水産課
				本市内に生育する巨木・老木の現況を把握し、その保護に努めます。	生涯学習課
				地域住民を対象とした勉強会や小中学校と連携した森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法についての啓発活動を推進します。	農林水産課
				漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。	農林水産課 生涯学習課
				国・県と協力し、松くい虫被害に対する防除を実施し、森林の保全に努めます。	農林水産課
				森林資源の保護と森林の持つ公益的機能の周知を図るとともに、森林公園など、人と森林のふれあいの場の整備・活用を推進します。	農林水産課
				森林経営管理法に基づく経営管理を実施し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図ります。	農林水産課
		1-1-2 水辺環境の保全	①水辺の生態系の保護	河畔や河床に生育する樹木を保護し、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境の整備を推進します。	農林水産課
				漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。	農林水産課 生涯学習課
			②親しみやすい水辺環境の整備	河川や海岸の整備にあたっては、安全性の確保のみならず、地下水の涵養、多様な生態系の保全、地域に特有な自然景観の再生・創出に配慮します。	農林水産課 観光課
				国・県と協力し、市民が安全で快適に水辺に親しみ、水辺環境を理解できるような親水空間の整備を推進します。	農林水産課
				水辺を活用した自然体験活動の充実を図ります。	農林水産課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
1 市の自然豊かな環境の後世への継承（つづき）	1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生（つづき）	1-1-3 海辺環境の保全	①海浜植物の保護	国・県と協力し、海岸林に対する松くい虫の防除に努めます。	農林水産課
				河口付近の抽水植物や海岸線に生育する海浜植物を保護するため、生育状況の定期的な調査を行います。	農林水産課
				海岸部において新たに開発を行う場合には、生育地を避けるなど配慮するとともに、市民、事業者、団体等と行政との連絡を密にし、情報を共有します。	農林水産課
				既存の生育地に対しては、保護地区を設定するなどの復元対策を検討します。	環境課
		1-1-4 農村環境の保全	①自然豊かな農地の保全	村上市農村環境計画に基づいて、農地及び農村における環境保全を推進します。	農林水産課
				害虫の発生を防止し、快適で豊かな農村環境を保全するため、耕作放棄地の拡大防止、保水能力の向上など、農地の持つ環境保全機能の確保に向けた農業生産基盤の整備を推進します。	農林水産課
				耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。	農林水産課
				農村公園や農村環境改善施設の整備などにより、農村環境の保全に努めます。	農林水産課
		1-1-5 野生鳥獣保護と鳥獣害対策の両立	①貴重な野生動植物の保護	保護すべき貴重な野生動植物の生物種及び生息・生育地について、本市独自の基準や指定を検討するなど、絶滅が危惧される野生動植物の保護に努めます。	農林水産課
			②鳥獣被害対策の推進	イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマによる農作物への被害を防止するため、村上市鳥獣被害防止計画に基づいて、捕獲（駆除）や有害鳥獣を誘引しにくい集落の整備等に努めます。	農林水産課
				野生鳥獣による被害に対し、生息状況や被害等の発生状況等の継続的な把握に努め、地域の関係者の合意を図りながら、鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域及び特定猟具使用禁止区域の更新に取り組みます。	農林水産課
	1-2 生物多様性の保全	1-2-1 生物多様性の理解促進	①生物多様性に関する情報の収集・提供	生物多様性の重要性、日常生活とのつながり、特定外来種の注意喚起など市民の理解を深めます。	環境課
		1-2-2 生物多様性の保全活動の推進	①開発行為における生物多様性確保の指導	開発や造成による生息・生育地の減少、環境悪化などの影響が回避あるいは低減されるように、開発事業者への監視及び指導を強化します。	農林水産課
				外来種の魚類の生息状況を把握するとともに、生息が確認された場合には、駆除に関して検討を行います。	環境課
				セイタカアワダチソウ等の外来植物が大量に生育する河川敷や道路脇では、国・県と協力して、刈り取りや抜根などの対策を講じます。	環境課
			②外来種の侵入・拡散防止と駆除	新たな外来植物の大量発生を防止するため、耕作放棄地の解消に向けた農業生産基盤の整備を推進します。	農林水産課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
2 持続可能な循環共生型の社会	2-1 良好な生活環境の保全	2-1-1 快適な大気環境の保全	①事業施設のばいじん対策等の監視	事業施設の大気汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、ばいじん対策等、施設の監視指導を徹底します。 基準を満たさない小型簡易焼却炉の使用禁止や野焼き等の不法焼却の禁止を周知徹底し、監視や指導を強化します。	環境課 環境課
			②大気質の監視の継続	現在県で実施されている継続的な大気質調査に基づいて、大気の状態を監視し、光化学スモッグ注意報の発令時等、大気汚染が発生した場合には、速やかに原因を究明するとともに、市民への情報提供を行います	環境課
			③エコカーやエコドライブの普及促進	大気汚染防止を目的として、日常生活や事業活動におけるアイドリングストップの励行を推進します。	環境課
				エコカーや次世代自動車の利用を推進します。	環境課
			④悪臭の発生抑制	悪臭防止法に基づき、事業活動により発生する悪臭発生の抑制を図ります。	環境課
				下水道への接続促進や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水等から発生する悪臭の低減を図ります。	環境課
				畜舎から発生する悪臭については、関係法令に基づき適正に管理が行われるように指導するとともに、悪臭防止対策の実施を促進します。	環境課
		2-1-2 快適な水環境の保全	①事業施設の排水等の監視	事業施設の水質汚濁防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。	環境課
			②水質検査の継続実施	国・県と協力し、河川等公共用水域の水質検査を継続的に実施し、安全・安心な水質の保全に努めるとともに、水質汚濁が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。	環境課
			③水源地の保全	国・県と協力し、河川等公共用水域の水質検査を継続的に実施し、安全・安心な水質の保全に努めるとともに、水質汚濁が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。	上下水道課
			④公共下水道の拡大推進	公共下水道未普及区域のある村上地区について、下水道整備を実施し、処理区域の拡大を推進します。	上下水道課
				公共下水道事業完了地区及び集落排水事業完了地区の水活化を促進します。	上下水道課
			⑤合併処理浄化槽の普及	下水道整備予定区域外の地域において、汚水処理対策としての合併処理浄化槽の普及を促進します。	環境課
		2-1-3 安全・安心な環境の保全	①土壌汚染の防止	既往の土壌汚染地域に対して、モニタリング調査を継続し、その結果を公表するとともに、事業者や地域住民への啓発活動を通じて、新たな土壌汚染の発生を未然に防止します。	環境課
				農業の使用状況を把握するとともに、農薬の適正使用について啓発に努めます。	農林水産課
			②地下水汚染の防止	事業施設の地下水汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。	環境課
				井戸の使用状況について把握します。	環境課
			③化学物質による環境汚染の防止	化学物質による環境汚染事故が発生した場合には、県と連携して迅速な対策を講じます。	環境課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
2 持続可能な循環共生型の社会 (つづき)	2-1 良好な生活環境の保全 (つづき)	2-1-4 その他の環境の保全	①騒音・振動の軽減	騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づき、適正に監視、指導を行います。	環境課
				日常生活や事業活動に伴う近隣騒音問題が発生した場合は即時に対応します。	環境課
				県との連携により法に基づいた定期的な騒音振動調査を行い、その結果を公表します。	環境課
			②光害の抑制	近隣市とも協力して夜間の照明、特に上向きの照明を極力減らすなどにより、光害の発生を抑制します。	環境課
	2-2 資源循環型社会の構築	2-2-1 5Rの推進	①ごみの発生抑制（リフューズ：Refuse）の促進	マイバッグ、マイボトル等の取組を呼びかけます。	環境課
				簡易包装の促進を行います。	環境課
				計画的な商品購入を推進します。	環境課
			②ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）の促進	ちゅう芥類（生ごみ）の水切りや堆肥化を推進します。	農林水産課
				剪定枝葉の資源化を行います。	農林水産課
				無駄のない食生活への転換を呼びかけます。	農林水産課
		2-2-2 適正な処理・処分の推進	③ごみの修理・修繕（リペア：Repair）、再使用（リユース：Reuse）の普及	物を大切に使うライフスタイルへの転換を呼びかけます。	環境課
				詰め替え商品の活用を呼びかけます。	環境課
			④ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の推進	再生品や適正処理しやすい商品を推進します。	環境課
		2-2-2 適正な処理・処分の推進	①ごみの不法投棄の撲滅	監視パトロールを実施します。	環境課
				不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図ります。	環境課
				市民への通報先の周知に努めます。	環境課
				監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努めます。	環境課
				不法投棄の温床となっている農道・林道、中山間地の溪床等において、地域住民との協力のもとに草刈等の防止活動を行います。	農林水産課
				不法投棄防止の看板を配布します。	環境課
		2-2-2 適正な処理・処分の推進	②ごみの散乱防止	不法投棄の現状を広報等により公開し、不法投棄防止に向けた啓発を行います。	環境課
				村上市ごみの散乱等防止条例に従い、市民・事業者・行政の連携により、ごみの散乱防止に努めます。	環境課 観光課
				フンの始末を始めペットの飼い方について飼い主としての意識向上の啓発を行います。	環境課
				カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき適正に有害鳥獣捕獲事業を行います。	農林水産課
			③廃棄物の適正処理の促進	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの適正処理を推進します。	環境課
				ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者などと連携を図ります。	環境課
				災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築します。	環境課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
2 持続可能な循環共生型の社会（つつき）	2-3 環境保全型の持続可能な農水産業の促進	2-3-1 環境に配慮した農林水産業の推進	①環境に配慮した農業の推進	農業関係団体と協力し、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に配慮した農業の支援・指導を実施します。	農林水産課
				食の安全・安心とこれにつながる農産物のブランド化を目指して、農産物の高付加価値化や地産地消の取り組みを推進します。	農林水産課
				神林有機資源リサイクルセンター、朝日有機センターの利用促進などにより、適正な家畜糞尿処理及び資源循環型農業を推進します。	農林水産課
				省エネルギー型農業を推進します。	農林水産課
				環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進します。	農林水産課
				環境に配慮した林業の基盤整備事業を推進します。	農林水産課
			②環境に配慮した林業の推進	公共建築物において地域材の利用の促進を図ります。	農林水産課
				林業における六次産業化について情報収集し、検討します。	農林水産課
				環境に配慮した水産業の基盤整備事業を推進します。	農林水産課
		2-3-2 持続可能な農林水産資源利用の推進	③環境に配慮した水産業の推進	水産物の地産地消の促進を図ります。	農林水産課
				省エネルギー型漁業を推進します。	農林水産課
				漁業廃棄物の適正処理を推進します。	農林水産課
			①農業系資源の循環利用の促進	農業用廃プラスチックのリサイクルの促進をします。	農林水産課
				農業残渣、畜産残渣の堆肥化による循環利用を促進します。	農林水産課
				耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。	農林水産課
			②耕作放棄地の拡大防止・有効活用検討	耕作放棄地の解消を目的とし、担い手農家への農地集積や農業生産基盤の整備等を推進します。	農林水産課
				耕作放棄地の再生を推進します。	農林水産課
				林業の後継者の育成・活動の推進を図ります。	農林水産課
			③持続可能な林業経営の推進	伐採後の造林を推進します。	農林水産課
				森林認証の取得を推進します。	農林水産課
				森林認証材の普及促進を図ります。	農林水産課
			④持続可能な水産資源管理の推進	サケ・マス資源の安定確保と有効活用を図ります。	農林水産課
				藻場や漁場の造成を図ります。	農林水産課
				種苗放流技術の向上を図ります。	農林水産課
				水産エコラベルの普及・推進を図ります。	農林水産課
3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策	3-1 省エネルギーの推進	3-1-1 省エネルギー活動の推進	①省エネルギー活動の普及促進	家庭での省エネ活動を推進します。	環境課
				省エネルギー診断など事情者の省エネ活動につながる情報を提供し、市内の省エネルギーの促進に努めます。	環境課
		3-1-2 省エネルギー機器の普及	②エコドライブの普及促進	アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。	環境課
				ZEH・ZEB など高度な省エネ住宅・事業所に関する情報を提供します。	環境課
			①省エネルギー関連設備の導入支援	省エネルギー機器に関する情報を提供します。	環境課
				次世代自動車に関する情報を提供します。	環境課
			②次世代自動車の利用環境の整備促進	EV 充電設備の誘致を図ります。	環境課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策（つづき）	3-1 省エネルギーの推進（つづき）	3-1-3 市有施設での省エネ化推進	①市有施設の省エネ化検討	環境への負荷の少ない公共施設の整備を推進します。 公共施設への省エネルギー改修を推進します。	環境課 環境課
			②次世代自動車の導入	公用車について次世代自動車の導入を推進します。 市民が集まるイベント等での次世代自動車の展示や体験乗車をします。	総務課 環境課
			①再生可能エネルギーに関する情報の収集・提供	再生可能エネルギーに関する情報を提供します。 災害時利用を見すえた再生可能エネルギーの調査・検討を行います。	環境課 環境課
			②再生可能エネルギーの拠点化に関する理解促進	市民・事業者に対して再生可能エネルギーの普及啓発を行います。 洋上風力発電など近年世界的に拡大が進んでいる再生可能エネルギーの最新動向について、市民・事業者へ情報を発信します。	環境課 環境課
	3-2 再生可能エネルギー等の利用促進	3-2-1 再生可能エネルギーの理解促進	①再生可能エネルギー関連設備の導入支援	家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入に係る相談窓口を設けます。 家庭・事業者に対して再生可能エネルギー導入助成をPRします。	環境課 環境課
			②地域資源を活用したバイオマス発電事業の可能性検討	豊富な森林資源を活かすため、民間企業との協働を含めたバイオマス事業の導入可能性の調査、検討を行います。	環境課
		3-2-2 再生可能エネルギー機器の普及	①市有施設への自立・分散型エネルギー設備の導入検討	公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。	環境課
			②市有施設での再生可能エネルギー電力の率先購入	公共施設での再生可能エネルギー電力の率先購入を推進します。	環境課
	3-3 温室効果ガス排出量の削減	3-3-1 温室効果ガス排出量の削減	①温室効果ガス排出量の削減対策の推進	省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進などにより、市全体及び行政の事業により発生する温室効果ガスの排出量削減を推進します。 市街地間の移動に関しては、公共交通機関の優先的な利用を促進します。 公用車の導入・更新にあたっては、次世代自動車等の温室効果ガス排出量の少ない車種を選定します。 行政事業の物資調達にあたっては、温室効果ガス排出の少ない製品の購入を進めます。	環境課 自治振興課 総務課 環境課
			②二酸化炭素吸収源対策の推進	森林の持つ二酸化炭素吸収源機能の周知を図るとともに、適正な森林整備を推進します。 カーボン・オフセット事業の導入に関して検討を行います。 新潟県版 J-クレジット制度や新潟県オフセット・クレジット制度の普及啓発を行います。	農林水産課 農林水産課 農林水産課
		3-3-2 低炭素まちづくりの推進	①人と環境にやさしい交通ネットワークの構築	地域公共交通計画にて持続可能な公共交通をめざし、利用者のニーズに応じた効率的な運行を実施します。	自治振興課
			②市域のエネルギーシステムの効率化の推進	国内のエネルギー面的利用の事例の情報収集・整理を行います。	環境課
				EV 充電インフラの整備を進めます。	環境課
				次世代燃料供給インフラの情報収集・整理を行います。	環境課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課	
3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策（つづき）	3-4 気候変動の影響への適応	3-4-1 気候変動による影響の理解促進	①気候変動に関する情報の収集・提供	気候変動による影響について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通して、普及啓発や情報発信を行います。	環境課	
		3-4-2 気候変動による影響への対応	①熱中症対策の推進	熱中症予防に関する情報をリーフレットや市ホームページ、市報等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした市民への普及啓発や注意喚起を行います。	保健医療課 介護高齢課 消防本部	
				熱中症が起こりやすいと思われる日には防災無線で市民に注意喚起を行います。	総務課	
			②農作物の高温障害対策の推進	イネや茶などの農作物の高温障害の予防啓発や発生動向の把握に努めます。	農林水産課	
		3-5 その他の地球環境対策	3-5-1 オゾン層の保護	①法に基づくフロン回収の啓発	家電リサイクル法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）に基づくフロンの回収を促進するための啓発を実施します。	環境課
					オゾンホールに関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。	環境課
	3-5-2 酸性雨の防止		①酸性雨の発生防止の啓発	酸性雨発生に関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。	環境課	
				酸性雨の発生防止を目的として、原因物質の排出抑制に関して啓発を行います。	環境課	
	3-5-3 海洋ごみ対策の推進	①5Rの推進等による海洋ごみの発生抑制	河川及び海岸へのごみの不法投棄を撲滅することにより、本市内からのごみの排出と漂流を防止します。	環境課		
	4 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり	4-1 美しい田園、里山、海岸景観の保全	4-1-1 自然景観資源の意識啓発	①自然景観に関する情報の収集・整理・提供	本市の豊かな自然についての紹介をホームページ等で発信していきます。	観光課
4-1-2 自然景観資源の保存活動の推進			①身近な緑の保全・整備	地域住民を主体とした身近な公園の管理について検討を行います。	環境課	
				地域住民と協働した里山の維持管理について検討を行います。	農林水産課	
				まちづくり協議会等が行っている地域の緑化活動を支援します。	自治振興課	
②環境美化活動の促進			クリーン作戦の実施や、清掃活動を支援するなど、地域住民や民間団体、事業者及び行政との協働による継続的な環境美化活動を促進します。	環境課		
			4-1-3 自然景観資源を活かした地域活性化	①自然環境とふれあう場の創出・整備	本市の美しい自然景観を地域資源として活用し、観光や教育等でふれあう場の創出・整備を進めます。	観光課
4-2 歴史ある街並みや景観の保全		4-2-1 歴史文化資源の意識啓発	①伝統や文化財の保護意識の啓発	文化財保護活動団体や学校等と積極的に協働を図りながら、文化財保護意識の啓発に努めます。	生涯学習課	
				伝統や文化財の展示による一般公開や講座の開催等を通じて、地域住民の郷土史理解と愛郷心の醸成を図ります。	生涯学習課	
			②伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供	本市の伝統や文化財の特徴をわかりやすく整理し、市民に発信します。	都市計画課	
				歴史的景観づくりの事例や取組などの情報をイベントやHP等を通じて発信します。	都市計画課	

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
4 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり（つづき）	4-2 歴史ある街並みや景観の保全（つづき）	4-2-2 歴史文化資源の保存活動の推進	①文化財の保護	文化財保護法及び新潟県文化財保護条例・村上市文化財保護条例に基づき、指定文化財を適正に保護します。	生涯学習課
				本市のランドマークである史跡村上城跡・平林城跡の保存・整備を促進します。	生涯学習課
				祭事等の伝統行事の継承のため、健全な後継者育成を支援します。	生涯学習課
			②歴史景観の保全	史跡村上城跡・平林城跡とその周辺の自然景観との調和に配慮し、歴史景観の保全を推進します。	生涯学習課
		4-2-3 歴史文化資源を活かした地域活性化	①町並みの保全と創造	景観形成地区においては、歴史的町並みの風景を維持・継承しながら、良好な住環境の形成に努めます。	都市計画課
			②市民協働のまちづくりの推進	市民、市民団体、事業者が行う景観づくりの取組に対して支援や誘導を行います。	都市計画課
5 市民や産業とともに発展する環境づくり	5-1 環境意識の向上	5-1-1 環境情報の発信と共有	①環境問題に対する意識啓発の推進	地域における環境保全活動のリーダーや環境保全に関わる市民団体の育成を図ります。	自治振興課 環境課
				環境フェスタ等、各種イベントを開催し、啓発活動の推進を図ります。	環境課
			②環境情報の集積と提供	村上市の環境の現状と課題について、ホームページを通じて情報を公開します。	環境課
		5-1-2 環境学習等の促進	①環境教育・環境学習の積極的な推進	小中学校の環境教育を積極的に推進します。	学校教育課
				環境の保全等に関する図書などの学習教材を充実します。	学校教育課
				インターネットを活用し、必要な教材での学習に取り組めます。	
				学校教育においては、「郷育のまち・村上」を通じて地域の自然環境及び生活環境への関心を深め、環境教育を積極的に推進します。	学校教育課
				市民団体や小中学校との連携を図りながら、市が計画する出前講座の制度を活用して、環境学習を積極的に推進します。	環境課
				既に実施されてきた森林整備体験等の環境体験学習に加えて、自然観察会や環境関連施設見学会などの新たな環境学習プランについて、検討を行います。	環境課
				環境学習をサポートするボランティア活動を支援します。	環境課
				総合学習等で川や里山の生きもの調べやビオトープづくりなど、自然体験による環境教育を推進します。	学校教育課
				緑の少年団の活動推進など小中学生を対象とした参加型の環境保全活動をさらに促進していきます。	生涯学習課
			②食育と地産地消の推進	学校・保育園の給食において地場産農林水産物を使用し、地元の農林水産物に親しみ、より良い食習慣の形成や健康づくりを推進します。	学校教育課 こども課
				村上市地産地消推進計画に基づき、安全・安心な農産物の提供と地産地消を実現するため、環境に配慮した農業を実践している生産者との連携を強化します。	農林水産課
				農商工連携により、本市固有の豊かな地域資源を活用したコミュニティビジネスの起業と振興を図ります。	自治振興課
				地元産材を利用した住宅・家具・調度品等の生産を推進します。	農林水産課

基本目標	施策の方向性		施策	具体的施策	担当課
5 市民や産業とともに発展する環境づくり (つづき)	5-2 環境活動の推進	5-2-1 環境保全活動への参加の促進	①市民の環境保全活動の紹介	環境保全活動を推進します。	環境課
			②市民参加型の環境事業の検討	農業への市民参加の在り方を検討します。	農林水産課
		5-2-2 環境保全活動への支援	①環境保全団体の活動の推進	環境保全活動を行っている市民団体等の情報を取りまとめ、その活動を広く市民に周知を図ります。	環境課
			②ボランティア組織の育成及び活動への支援	環境に関する市民団体等の育成と活動への支援を行います	環境課
	5-3 ネットワークの形成	5-3-1 地域内のネットワーク形成の推進	①主体間における環境情報の共有化	主体間における環境情報の交換の場を設けます。	環境課
			②主体間の良好なパートナーシップの形成	市民、事業者、NPO 等市民団体、学識経験者、行政とのパートナーシップを形成し、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を協働で推進する仕組みの構築を検討します。	環境課
		5-3-2 広域なネットワーク形成の推進	①都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施	都市等と連携した山村体験や自然体験事業等を実施していきます。	農林水産課
			②グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進	農林漁業体験及び生業体験、グリーンツーリズムを通じて、都市と農村との交流を推進します。	農林水産課

4.4 環境指標一覧

基本目標		施策の方向性		新規	環境指標	担当課	現況値 (年度)	目標値 (案)
1	市の自然豊かな環境の 後世への継承	1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生	1-1-1 森林環境の保全		間伐等実施面積	農林水産課	183.7ha (令和元年度)	320ha
					防除区域内松くい虫被害面積	農林水産課	74.4ha (令和元年度)	50ha
			1-1-5 野生鳥獣保護と鳥獣害対策の両立		有害鳥獣による被害面積	農林水産課	11.33ha (令和元年度)	10ha
				○	有害鳥獣による人的被害件数	総務課	3 件 (令和 2 年度)	0 件 (毎年)
2	持続可能な循環共生型の社会	2-1 良好な生活環境の保全	2-1-1 快適な大気環境の保全		光化学スモッグ注意報発令件数	環境課	0 件 (令和元年度)	0 件 (毎年)
			2-1-2 快適な水環境の保全		河川水環境基準達成率(BOD 等)	上下水道課	100% (令和元年度)	100% (毎年)
			2-1-3 安全・安心な環境の保全		新たな土壌・地下水汚染発生件数	環境課	0 件 (令和元年度)	0 件 (毎年)
					化学物質による環境汚染事故の発生件数	環境課	0 件 (令和元年度)	0 件 (毎年)
			2-1-4 その他の環境の保全	○	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭)	環境課	11 件 (令和元年度)	5 件
		2-2 資源循環型社会の構築	2-2-1 5R の推進		1 人 1 日あたりのごみ排出量	環境課	769.8 g / 人・日 (令和元年度)	746 g / 人・日
					リサイクル率	環境課	21.0% (令和年度)	23%
					最終処分量	環境課	802t/年 (令和年度)	725t/年
			2-2-2 適正な処理・処分の推進	○	不法投棄・野焼き件数	環境課	20 件 (令和年度)	10 件

基本目標		施策の方向性		新規	環境指標	担当課	現況値 (年度)	目標値 (案)	
2	持続可能な 循環共生型 の社会 (つづき)	2-3	環境保全型 の持続可能 な農水水産 業の促進	2-3-1 環境 に配慮した農 林水産業の推 進業の推進	○	にいがたグリーン・ツーリズム（農 家民宿、直売所、農家 レストラン）の登録 件数	農林水産課	10 件 (令和 2 年度)	10 件以上
				2-3-2 持続 可能な農林水 産資源利用の 推進	○	認定農業者登録件 数	農林水産課	423 人 (令和元年度)	450 人
3	地球規模の 気候変動等 を意識した 環境対策	3-1	省エネルギ ーの推進	3-1-1 省エ ネルギー活動 の推進	○	市民 1 人あたりエ ネルギー使用量	環境課	105 GJ/人 (平成 30 年度)	105 GJ/人
		3-2	再生可能エ ネルギー等 の利用促進	3-2-1 再生 可能エネルギ ーの理解促進	○	市域における再生 可能エネルギー発 電設備の発電出力	環境課	95 MW (令和元年度)	130 MW
		3-3	温室効果ガ ス排出量の 削減	3-3-1 温室 効果ガス排出 量の削減		市域の温室効果ガ ス排出量	環境課	577 千 t-CO ₂ (平成 29 年度)	477 千 t-CO ₂ (2013 年度比 で 27.7%減)
					○	市有施設の温室効 果ガス排出量	環境課	28.1 千 t-CO ₂ (令和元年度)	23.4 千 t-CO ₂ (2013 年度比 で 30.0%減)
		3-4	気候変動の 影響への適 応	3-4-2 気候 変動による影 響への対応	○	熱中症患者発生件 数	消防本部	91 件 (令和元年度)	50 件
4	歴史・伝統 と美しい自然 を活かし た景観づく り	4-1	美しい田 園、里山、 海岸景観の 保全	4-1-2 自然 景観資源の保 全活動の推進		クリーン作戦や一 斉清掃の実施回数	環境課	83 回 (令和元年度)	80 回以上 (毎年)
		4-2	歴史ある街 並みや景観 の保全	4-2-2 歴史 文化資源の保 存活動の推進	○	伝統行事支援事業 の実施件数	生涯学習 課	5 件 (令和元年度)	50 件/10 年
5	市民や産業 とともに発 展する環境 づくり	5-1	環境意識の 向上	5-1-2 環境 学習等の促進	○	環境学習イベント 後の満足度（アンケ ート）	環境課	—	50%
		5-2	環境活動の 推進	5-2-1 環境 保全活動への 参加の促進	○	環境フェスタ参加 団体数	環境課	12 件 (平成 30 年 度)	100 件/10 年
		5-3	ネットワー クの形成	5-3-1 地域 内のネットワ ーク形成の推 進		クラインガルデン 利用者数	農林水産 課	639 人/年	600 人/年

第5章 環境配慮指針

地区別に地区の環境課題に対して、必要な環境配慮指針を作成します。

地区別の環境配慮指針

5つの地区ごとに、地域の特性を活かした施策、取り組みを示します。

山北地区

《地域特性》

- ・山間部が直接海と接する地形上にあり、大半が森林によって占められています。海岸部では、府屋周辺の砂浜海岸ではハマナスなどの海浜植物が生育しているほか、笹川流れに沿ってイワユリが見られます。
- ・清浄で美しい湧水が多いことでも知られており、吉祥清水が環境省の“平成の名水百選”に選定されているなど、名水の宝庫となっています。

《主な施策、取組》

- ・森林の植生と生態系の保護
- ・海浜植物の保護
- ・水源地の保全

村上地区

《地域特性》

- ・市役所から JR 村上駅にかけての中心市街地は、本市の中核的都市機能を有し、行政や商工業の中心地となっています。同時に、古くからの武家屋敷や町屋など、歴史・文化が現在もその姿をとどめています。
- ・海岸部や門前川上流部の山岳地には、森林が広がり、一部には貴重な自然林が残されています。また、里山から田園にかけては地域住民により自然が守られています。

《主な施策、取組》

- ・親しみやすい水辺環境の整備
- ・都市のエネルギーシステムの効率化の推進
- ・町並みの保全と創造

荒川地区

《地域特性》

- ・荒川左岸部の田園地帯と高坪山を頂点とする中山間地（里山）からなる、農業を中心とした地区です。中心街の周囲では、地下水が豊富にあり、湧水も見られます。
- ・里山では、森林の荒廃や畑の耕作放棄地なども目立ちますが、伐採も行われ、自然環境の回復の兆候が見られます。

《主な施策、取組》

- ・自然豊かな農地の保全
- ・水源地の保全
- ・環境に配慮した農業の推進

朝日地区

《地域特性》

- ・町や集落の大半が国道7号や三面川及び高根川の下流域にあり、東側区域には朝日山地があります。広大な森林には多種多様な野生の動植物が生息・生育する貴重な自然環境が今も残されており、自然を活かして、奥三面や朝日スーパーラインなど、観光開発も進められてきました。
- ・城跡や寺社、国道7号（旧出羽街道）の旧宿場町などが古い歴史を今に伝えています。

《主な施策、取組》

- ・森林の植生と生態系の保護
- ・貴重な野生動植物の保護
- ・持続可能な林業経営の推進

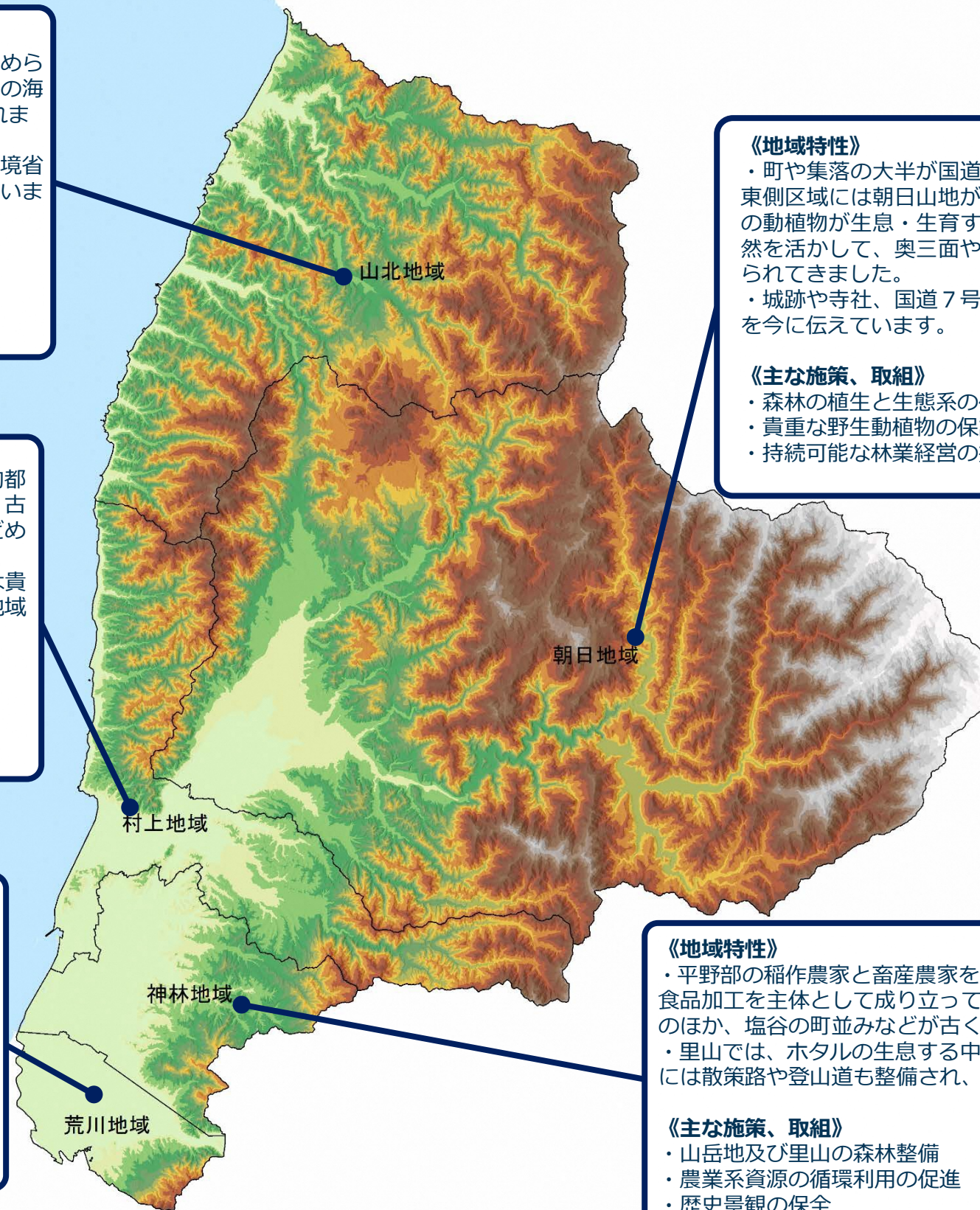
神林地区

《地域特性》

- ・平野部の稲作農家と畜産農家を中心とした農業や地元産農産物を利用した食品加工を主体として成り立ってきました。同時に、平林城跡や寺社、板碑のほか、塩谷の町並みなどが古くからの歴史を今に伝えています。
- ・里山では、ホタルの生息する中小河川や溪流があるほか、薬師山・要害山には散策路や登山道も整備され、地域住民に親しまれています。

《主な施策、取組》

- ・山岳地及び里山の森林整備
- ・農業系資源の循環利用の促進
- ・歴史景観の保全



第6章 計画の進行管理

6.1 計画の推進体制

環境政策に関わる委員会として①村上市環境審議会、②村上市地球温暖化対策地域協議会、③村上市環境基本計画等進捗管理委員会、④村上市環境基本計画等庁内推進委員会の4つを設けて計画を推進します。

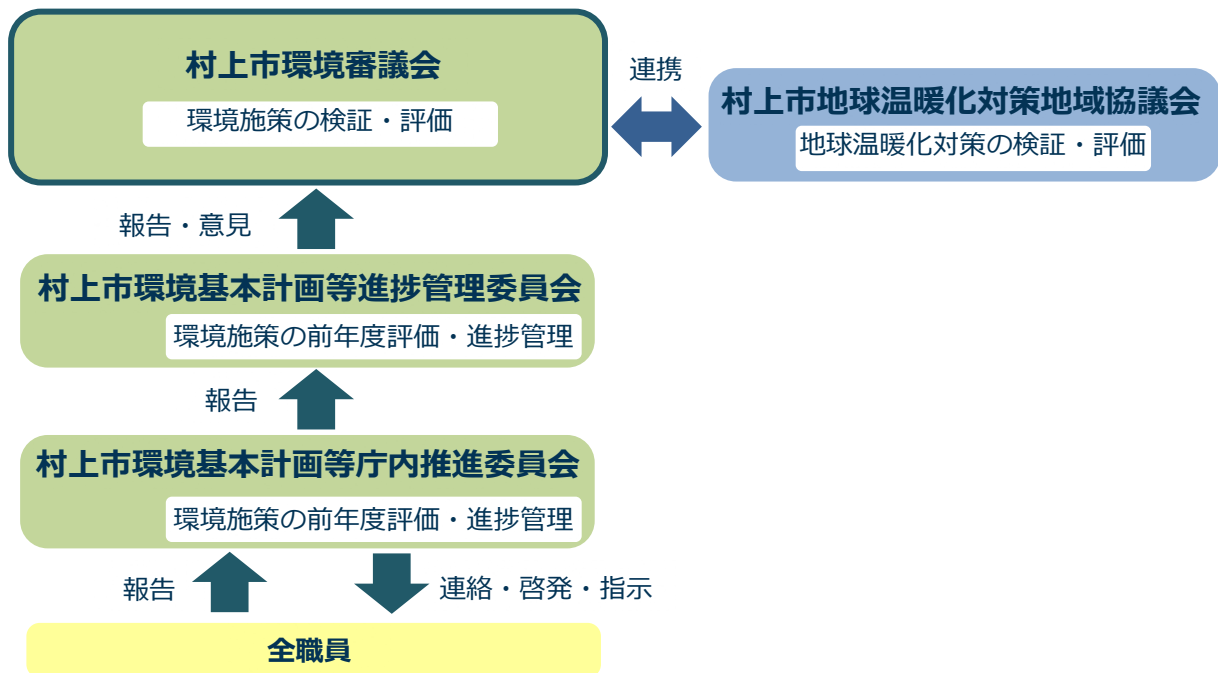


図 6-1 計画の推進体制

6.2 計画の進行管理

計画の確実な進行管理のための進捗管理・報告のしくみを構築します。

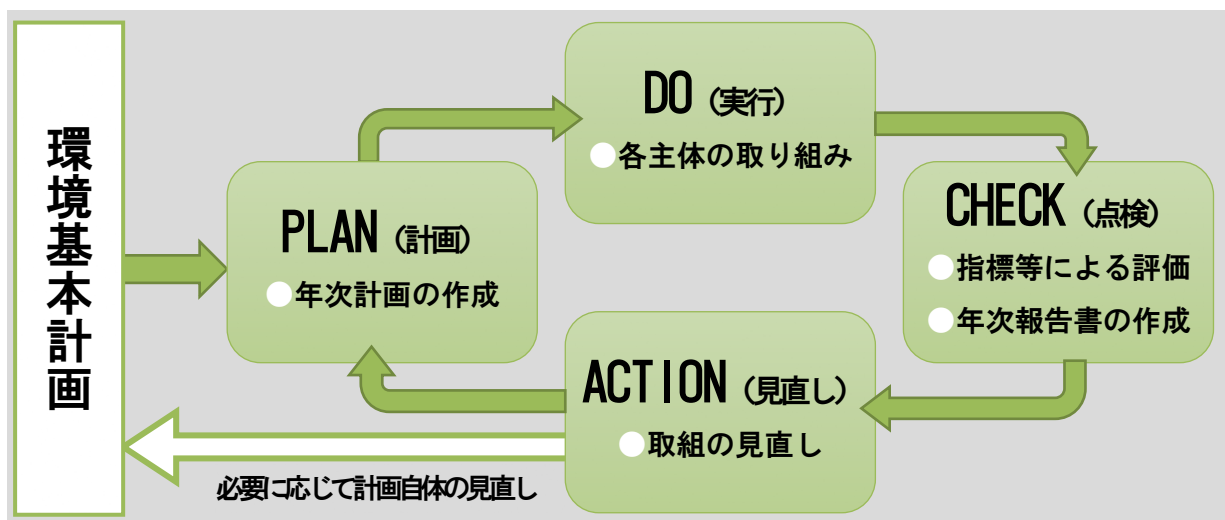


図 6-2（参考）現行計画のPDCAサイクルによる進行管理のイメージ

第7章 資料編

- ・計画策定の経過
- ・地域特性に関するデータ
- ・計画に関連する情報
- ・用語解説 など